

令和 6 年 10 月 1 日

長野県議会（定例会）会議録

第 2 号

令和 6 年 9 月
第 435 回 長野県議会 (定例会) 会議録 (第 2 号)

令和 6 年 10 月 1 日 (火曜日)

出席議員 (54 名)

1 番	竹 村 直 子	29 番	宮 下 克 彦
2 番	小 林 陽 子	30 番	大 畑 俊 隆
3 番	林 和 明	31 番	寺 沢 功 希
4 番	勝 山 秀 夫	32 番	共 田 武 史
5 番	グ レ ー ト 無 茶	33 番	高 島 陽 子
6 番	奥 村 健 仁	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆
27 番	小 山 仁 志	54 番	風 間 辰 一
28 番	竹 内 正 美	55 番	佐 々 木 祥 二

56 番 萩原清 | 57 番 服部宏昭
欠席議員 (2名)

7 番 青木崇 | 8 番 垣内将邦

説明のため出席した者

知事	阿部守一	農政部長	小林茂樹
副知事	関昇一郎	林務部長	須藤俊一
危機管理監兼危機管理部長	前沢直隆	建設部長	新田恭士
企画振興部長	中村徹	建設部リニア整備推進局長	室賀荘一郎
企画振興部交通政策局長	小林真人	会計管理者兼会計局長	尾島信久
総務部長	渡辺高秀	公営企業管理者企業局長事務取扱	吉沢正
県民文化部長	直江崇	財政課長	新納範久
県民文化部こども若者局長	高橋寿明	教育長	武田育夫
健康福祉部長	笹渕美香	教育次長	米沢一馬
環境部長	諏訪孝治	教育次長	曾根原好彦
産業労働部長	田中達也	警察本部長	鈴木達也
産業労働部営業局長	合津俊雄	警務部長	長瀬悠
観光スポーツ部長	加藤浩	監査委員	増田隆志

職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮原涉	議事課委員会係長	風間真楠
議事課長	矢島武	議事課担当係長	萩原晴香
議事課企画幹兼課長補佐	山本千鶴子	総務課主任	東方啓太
		総務課主事	古林祐輝

令和6年10月1日（火曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

知事提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

知事提出議案

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時1分開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●知事提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和6年10月1日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和6年9月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第18号 教育委員会委員の選任について

〔議案等の部「1 議案（1）知事提出議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

●知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）本件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第44条の規定により提出者の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件は提出者の説明を省略することに決定いたしました。

本議案は、本日から行う質疑の対象に供します。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君） 次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

最初に、佐藤千枝議員。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君） 皆様、こんにちは。私は、東御市選挙区、改革信州の佐藤千枝でございます。一般質問は今日から始まりましたが、初日トップバッターで質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

全国で唯一消費生活条例未制定であった長野県では、平成20年度、消費生活条例が制定されました。

県庁の組織改革では、平成27年、消費生活室からくらし安全・消費生活課に改組し、県内各消費生活センターの名称も、長野は北信センター、松本は中信センター、飯田は南信センター、上田は東信センターに変更し、現在に至っています。以後、略してセンターと言いますが、各センターは、消費者庁が所管する独立行政法人国民生活センターと連携し、消費者行政における中核的な機関としての役割を担っております。社会情勢の変化に伴い、消費者問題も多様化、複雑化している昨今ですが、国家資格を持つ消費生活相談員が電話や対面対応などの相談に日々追われています。

新聞に消費生活センター集約の記事が掲載されたことを受け、日頃から県内各地で消費者の課題に対し研さんし、実践活動を行っている消費者の会の皆様にも、本日、傍聴席から見守っていただいております。

消費生活センターの機能強化と消費者活動の推進について順次質問いたします。

新たな県センターを松本に集約とのことですが、市町村相談窓口はもとより、これまで同様、身近な地域にセンターがあったほうが相談しやすく、1か所に集中されることで住民サービスの低下につながるかと心配の声が届いています。今回の集約に至る経緯と、今後集約化により何をどのように機能強化を図っていくのか、伺います。

また、消費者である県民や各市町村への効果をどのように考えているのでしょうか。阿部知

事に伺います。

次に、各センターにおける相談、そして問合せ、要望などの現状についてはどうか、伺います。

また、今回提案されているセンター集約化について、これまで消費生活審議会、消費者教育推進地域協議会ではどのような議論がなされてきたのでしょうか。伺います。

県では、平成26年度から消費生活サポーター制度が始まりました。消費者問題について学び、消費生活に関するリーダーとして、地域、職場、学校等で啓発活動や見守り活動をボランティアで行い、自らも消費生活について学び、周囲の方へ最新の情報を伝える活動を行う制度です。私も、制度のスタート以来、サポーターの活動をさせていただいておりますが、地元との関わりが全くありません。サポーター同士の情報交換もないという課題を感じておりました。現在のサポーターの活動状況と、市町村との連携も含め、活動を今後どのように進めていくのか、伺います。

成年年齢が引き下げられたことにより、令和4年度に行った若者の消費生活意識に関するアンケート調査結果では、商品購入やサービス利用における被害について不安を感じている中で、被害に遭ったときの対処法が分からない、契約や取引に関する法律や制度を詳しく知らないまま消費者被害に遭わないよう、契約の際、トラブル回避・防止ができるよう知識を得たいと、消費者教育を積極的に進めることを求めています。

中学校や高校、専門学校、大学など、学校教育において継続して段階的な消費者教育に力を入れるべきと考えます。専門性の高い外部講師による授業など、現状と今後の取組はどうか。以上4点について直江県民文化部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、消費生活センターに関連して、集約に至った理由と集約化による機能強化について、そして、消費者や市町村への効果をどう考えているのかという御質問があります。

消費者行政の重要性は論をまたないわけですが、しかしながら、制度的、環境的に昔と比べて大分変化が生じてきているという状況であります。

平成21年に制定されました消費者安全法によりまして、県と市町村、消費者行政における役割の明確化が図られたわけであります。日本の行政は、県と市町村が同じような行政をやっているわけでありますけれども、しかしながら、より効果的な施策を講じるためには、やはり県の役割、市町村の役割についてもしっかりと明確にして取り組むということが極めて重要だというふうに思っています。

そうした中で、県は主に広域的見地や専門的な知識が必要な相談に対応し、市町村は身近な

相談窓口として対応するとされているわけであります。このため、私ども長野県としては、国の制度も活用しながら、市町村における消費生活センターの整備を促進してきたところであります。県だけではなく、市町村の皆様方にもこの役割をしっかりと担ってほしいということで市町村の取組を応援してきました。その結果、市町村における相談体制の整備は着実に進んできておりました、市町村に対する相談件数が大変増えてきております。令和5年度の実績を見ますと、全体の相談の約3分の2は市町村に対するものとなっております。

一方で、近年、社会、経済が大きく変わってきています。社会のデジタル化で、デジタルを通じていろいろな紛争に巻き込まれる県民の皆様方が多くなっておりますし、また、消費者事案も、専門化、複雑化、高度化してきております。こうしたものについては、広域的にしっかり対応していくということが喫緊の課題だというふうに思っております。そのため、長野県消費者の会連絡会をはじめとする関係団体、学識経験者、市町村関係の皆様方から成る消費生活審議会において、今後のこの消費者行政の在り方について御審議いただけてきたところであります。

その中では、やはり市町村窓口と県の消費生活センターが連携しての相談体制の整備、複雑化、高度化する相談案件に対応した専門職のスキルアップ、さらには、住民の皆様方に身近な市町村における相談体制の充実、こうした様々な御意見を頂戴したところであります。

その結果として、県は、より専門性が高く複雑な相談への対応に注力するとともに、市町村の相談体制の充実を支援する必要があると考えられることから、令和5年3月に策定いたしました第3次長野県消費生活基本計画において、県の消費生活センターの機能強化を行うための集約化の方向を出させていただいたところでございます。今回の集約では、県の相談機能、消費者教育、市町村支援、この3点について強化を図っていききたいというふうに考えております。

まず、多くの方々、特に若い人たちを中心に、オンライン、SNSなどを活用しての相談がよりしやすい環境になってきておりますので、オンライン相談やSNS相談の導入により、時間や場所にとらわれない相談体制を実現していききたいというふうに思っております。

また、新たに設置する予定の消費者教育アドバイザーによります消費者団体の皆様方とも連携したタイムリーな消費者被害情報の提供や、各世代向けの消費者教育、啓発活動等も実施していきたいと考えております。

また、市町村支援員を増員したいというふうに考えております。このことによりまして、市町村の相談員に対するOJT研修の実施等、市町村に対する支援も強化していききたいと考えております。加えて、県のセンターと市町村とをオンラインで結ぶことによりまして、困難事案について県が直接市町村を支援するという形も講じていききたいと考えております。

また、相談員の方々を集約させていただくことによりまして、相談対応のノウハウを蓄積し

たり、相談員の皆様方の研修機会を確保していきたいというふうに考えております。あわせて、正規職員化も含めて、相談員の方々の処遇の改善を検討させていただきたいと思っております。このことによりまして、相談スキルの一層の向上を図っていきたいというふうに考えております。

こうした丁寧な取組を行い、また、相談体制の時代に合わせた充実強化を行うことによりまして、県と市町村との適切な役割分担の下、消費者被害の早期解決や未然防止を図っていききたいというふうに考えております。このことによりまして、県民の皆様方が安心して暮らせる社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私には、消費生活センターの関係で4点御質問を頂戴しております。順次お答え申し上げます。

まず、消費生活相談の状況についてでございます。

県設置の4センターの令和5年度の消費生活相談件数でございますけれども、問合せ、要望を含めて5,705件となっております。前年度と比較いたしまして140件減っておりまして、前年度比97.6%という状況でございます。

これらを各消費生活センター別に見ますと、最も相談件数が多いのは中信消費生活センターとなっております。2,308件、全体の約4割を占める状況となっております。件数的に申し上げますと、次いで東信消費生活センターが1,473件、北信消費生活センターが1,125件、南信消費生活センターが799件という順でございます。

各センターにおけます消費生活相談の状況でございますけれども、これはおおむね似通っておりまして、通信販売が普及したことで、事業者が県外あるいは海外に所在することが珍しくなくなりましたこと、それから、電子マネー、QRコードなど、決済方法が多様化したことによりまして、相談内容が複雑化して、被害も広域化しているという傾向が全体的に見られるところでございます。

次に、センターの集約に関わる消費生活審議会での議論についてのお尋ねでございます。

先ほど知事からも答弁がございましたけれども、第3次長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画では、令和5年度から令和9年度までの計画期間中に消費生活センターの機能強化と集約を行うこととしております。

センターの機能強化につきましては、例えば、県町村会選出の委員からは、オンライン会議を活用して、市町村窓口が県の消費生活センターと顔の見える関係で相談できる体制を整えてほしいといった御意見や、時代のニーズに応えられるよう専門職のスキルアップが必要との御

意見をいただいております。

また、学校現場を知る委員からは、成年年齢が引き下げられたことによりまして、18歳になった生徒が特殊詐欺に巻き込まれることを心配している。小学校、中学校、高校、特別支援学校とそれぞれに合った消費者教育が求められる等の御意見をいただいたところでございます。

また、集約に当たりましては、高度化、複雑化する課題に対応できる体制を構築した上で集約する必要があるとの御意見ですとか、市町村と連携を取りながら、県民に不利益にならない対応が必要といった御意見をいただきました。このような御意見を踏まえ、県消費生活センターの機能強化と集約を図るものでございます。

次に、消費生活サポーターの活動状況と今後どのように生かしていくのかという点についての御質問でございます。

令和6年9月末時点で293名の方にサポーターに登録いただいております。地域や職場での消費生活情報の共有、消費者トラブルに遭われた方の消費生活相談窓口への誘導など、多様な活動を行っていただいております。こうしたサポーターの皆様の個々の人脈、関係性に基づきます身近な場所での消費者教育・啓発は、非常に効果が高いものと認識しております。引き続きおのおのの地域や職場等との関わりを生かした啓発活動を担っていただきたいと考えているところでございます。

一方で、市町村の消費者行政担当課や福祉担当課とのつながりが弱く、活動の場が限られるという点や、各サポーターの得意分野が異なり、近年の消費者相談の複雑化に対して思うように消費者教育や啓発の活動ができていないという状況もあるものと認識しております。

今後、よりサポーターの皆様に御活躍いただくためには、個々の活動に加えまして、組織的な横のつながりによります市町村や他のサポーターの方と連携した活動も重要になると考えております。

このため、市町村及び各サポーターの意向を尊重いたしまして、市町村消費者行政推進支援員が積極的に関与し、サポーター同士、あるいは市町村等と顔の見える関係が築けるよう広域単位での連絡会議を開催するなど、地域における活動機会が増えるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

最後に、学校教育における消費者教育の充実についてでございます。

令和4年4月の成年年齢引下げ以降、18歳から契約の締結ができるようになりましたことから、若年者に対する段階的な消費者教育は特に重要でございます。

県では、消費者教育をさらに推進していくため、今後設置を予定しております消費者教育アドバイザーが、消費者教育・啓発に取り組む市町村、学校、地域等と、高い専門性を有する消費者教育・啓発の担い手とのマッチングを行い、児童、中学高校の生徒、大学生に対し、商取

引や金融、経済に関する知識、経験等に応じた消費者教育を実施してまいりたいと考えております。

実施に当たりましては、これまで長野県金融広報委員会が行ってございました講師派遣事業を引き継いだ金融経済教育推進機構等との連携を図りながら、県で実施いたします消費者教育推進講師派遣事業等を活用して、各世代に応じた効果的な消費者教育を実施してまいります。

こうした消費者教育を推進していく中で、県民、とりわけ若年層が、自ら考え、合理的な消費行動を行う力を養うことを通じまして、消費者被害の未然防止に努めてまいります。

以上でございます。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）ただいま阿部知事、そして直江県民文化部長に御答弁をいただきました。消費生活サポーターの取組については前向きにこれから進めていくということで、期待していきたいというふうに思っています。

消費者トラブルが複雑化している中で、消費者行政職員、そして、消費生活相談員の知識、スキルの向上は本当に不可欠です。先ほど消費生活相談員を正規職員にしていくという阿部知事の答弁がありましたけれども、これは本当に全国初となり、評価をしたいと考えています。

しかし、来年4月から集約するというのであれば、11月議会に議案が上程され、三つのセンターが閉所するという県民への告知、相談員のさらなる確保、また、私どものように現在活動している消費者の会への周知等を考えますと、準備が足りないのではないかと心配をしています。

40年以上熱心に消費者活動を続けてこられた大先輩からの声を紹介したいと思います。

今、地球温暖化や薬害、健康被害、医療の在り方、社会保障などに課題があり、そうした中で監視していく消費者行政は今こそ大事であり、よりよいエシカルな消費を推進していくためにも、消費者庁、そして消費生活センターの役割は今後さらに重視されていかなければならないと思います。身近にセンターがなくなれば、県民の多くはますます声を上げられないのではないのでしょうかという心配の声が届きました。

今回の消費生活センターの集約化は、消費者庁からの方針ではなく、長野県独自の取組ということですので、拙速ではないかと考えます。どうか御検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、障がい者の自立促進のための農福連携事業について伺います。

我が国の人口減少は農村で先行し、農業者の減少、高齢化が著しく進展しています。自営農業従事者は、2000年の240万人から2022年には123万人と半減し、その年齢構成のピークは70歳以上となっています。生産現場では、多くの産地で人手不足が生じ、農林水産業分野での労働

力の確保が喫緊の課題となっており、農業人材の確保が重要であると考えます。

その一端を担うのが、農福連携です。農業と福祉が連携し、農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自立や生きがいを創出し、新たな働き手の確保につなげるという取組です。

政府は、官民を挙げた取組の実践により、農福連携等の一層の推進を図るため、農福連携等推進会議を設置し、その会議の結果を踏まえて、「知られていない」という認知度の向上、「踏み出しにくい」というきっかけと定着、「広がっていかない」という拡大と成長、この三つのアクションを挙げ、令和元年6月に農福連携等推進ビジョンを取りまとめています。

農家が農福連携に取り組むメリットの一つは、労働力の確保です。障がい者にとっても、農業を通じた働く場の確保や賃金・工賃の向上に加え、地域との交流の促進等の生活の質の向上が期待される取組です。

そこで、お聞きいたします。農家が障がい者を受入れることによって、農家の経営にどのような影響を与えたのでしょうか。また、農福連携のメリットを生かし、今後どのように推進を図っていくのでしょうか。伺います。

次に、国が示す農福連携等推進ビジョンでは、農福連携を広く展開し、裾野を広げていくための、知られていない、踏み出しにくい、広がっていかないという三つのアクションの課題を挙げていますが、県では、この三つの課題に対しどのように取組を進めているのでしょうか。以上2点を小林農政部長に伺います。

長野県では、農業分野での障がい者就労の拡大の一環として、平成26年度からチャレンジ事業を実施しています。事業概要とこれまでの実績を伺います。

次に、農業就労チャレンジサポーター事業が令和5年度をもって廃止となりました。この事業は、事業者からの推薦を受けて、農作業または障がい者の就労支援について福祉事業者サイドの申請に応じてサポーターが派遣されるという事業です。農業経営体サイドでは、この事業に対しどのように評価をしてきたのでしょうか。また、事業廃止に伴い、推進体制の立て直しが必要と考えますが、今後の取組について伺います。

最後に、ノウフクJASの認証について伺います。

ノウフクJASは、2019年3月に制定され、障がい者が生産工程に携わって生産した生鮮食品、また、観賞用の植物の日本規格のことをいいます。ノウフクJAS認証を助成している自治体は県内外にありますが、県はノウフクJASに対してどのようなお考えかを伺います。以上3点を笹渕健康福祉部長に伺います。

続きまして、カスタマーハラスメント、悪質なクレーム対策の推進についてお聞きします。

現在、悪質クレーム行為等のカスタマーハラスメント、略してカスハラが社会問題になって

います。厚生労働省の令和2年度職場のハラスメントに関する実態調査によりますと、過去3年間に勤務先でカスハラを一度以上経験した労働者の割合は15%に上っています。

公務員に対するカスハラは、全国の地方自治体や公共サービスに従事する公務員の約半数が過去3年間にカスハラを経験したと報告されています。これは、パワハラに次いで高い割合です。例えば、税金を下げろといった要求で長時間居座られたり、1日に何度も電話でクレームを受けたりするケースがあります。これにより、職員が精神的に追い詰められ、出勤が憂鬱になる、眠れなくなるといった影響も報告されました。

自治体によっては、カスハラ対策として、啓発ポスターの掲示や通話の録音、悪質なケースでは対象者の氏名を公表するなどの対応を行っています。また、最近では、長野県庁、東御市役所も始めましたが、自治体や企業によっては職員の名札を名字のみで表すようになっていきます。

小売や外食などの労働組合でつくるU Aゼンセンの今年6月の調査では、2年以内にカスハラの被害に遭った人は46.8%に上りました。カスハラをしたお客の4分の3が男性、推定ではその9割が40歳以上とのことでした。

一方、長野県職労は、職員に対する理不尽な要求などカスハラに関する初の実態調査を行いました。実施した調査によりますと、カスハラを受けたことによる生活上の変化として、出勤が憂鬱になった。心身に不調を来した。仕事を辞めた、変えた。眠れなくなった。人と会うのが怖いなどが挙げられており、カスハラは、受けた人の生活に大きな影響を及ぼしています。

対策の法整備は徐々に進んでいます。ホテル業界では、23年の旅館業法改正で、カスハラ客の宿泊を拒否できるようになりました。JR東日本では、カスハラには対応しないとの方針をこの4月に公表し、タクシー大手の日本交通は、カスハラ客に乗車拒否や慰謝料の請求をする可能性を示しています。人手不足の状況の中、企業は、勤務先として選ばれるためにも、職場環境の整備が進められています。企業にとっては、カスハラ対策の法整備が進めば、理不尽な顧客から従業員を守りやすくなるのではないかというふうに思います。

以上、それぞれに伺っていきます。

県職員に対する暴言や不当な要求などの迷惑行為の現状と、職場内での情報共有や研修等、啓発活動の対応についてどう行われているのか、伺います。また、県の職場において、カスハラを含めたハラスメント対応の相談窓口を充実する必要があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。以上2点を渡辺総務部長に伺います。

労働者を守るため、企業や事業所などにおける顧客等のカスハラ対策に対する県の支援について、現在の取組を田中産業労働部長に伺います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には農福連携について2点御質問をいただきました。

まず、農福連携の効果と推進についてのお尋ねです。

農福連携は、障がい者が農業生産に参加することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していくとともに、労働力不足が進む農業分野においても新たな働き手の確保につながるものと考えております。

受入れを行った農業者からは、時間はかかっても、作業が丁寧なので、生産が安定した。人手が不足する時期に手伝ってもらえるため、規模拡大が可能となったといった感想をいただいております。障がい者、農業者の双方にプラスの取組であると認識しております。農業分野の多様な働き手の一つとして期待できるものであり、引き続き健康福祉部と連携し、取組者の掘り起こし、マッチング等に取り組んでまいります。

次に、農福連携における三つの課題への取組についてのお尋ねです。

農福連携の取組をさらに広げていくためには、農業者、障がい者、福祉施設双方にとってウィン・ウィンのアクションであることの理解が重要となります。

報道で扱われることも増えてまいりましたが、県におきましても、動画による紹介やパンフレットを活用した発信、市町村や農業者を対象とした研修会などの取組をさらに強化し、「知られていない」という課題に対応してまいります。その上で、お試しノウハウにより、まずは体験していただき、これをきっかけに、気負わずに踏み出せるよう支援してまいります。

さらには、障がい者の特性に合わせた作業の切り出しや写真を多用した分かりやすい作業マニュアルの作成など、様々な視点からの工夫により、さらなる広がりにつなげていきたいと考えております。今後とも、先行する好事例の横展開も図りながら、関係機関と共に積極的に取り組んでまいります。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には農福連携に関連して3点お尋ねがございました。

まず、農業就労チャレンジ事業の概要とこれまでの実績についてでございます。

この事業は、農業分野における障がい者の就労を促進し、工賃アップを図るとともに、障がい者の働く場の創出、拡大を目的に実施しております。

主な取組ですが、人手不足により労働力を求める農家と、障がい者の仕事を確保したい障がい者就労支援施設とのマッチング、技術的支援を行う農業就労チャレンジサポーターの派遣、農福連携により生産した農作物を障がい者が販売員として販売するマルシェの開催等でございます。

昨年度までの直近5年間の実績ですが、農家と障がい者就労支援施設とのマッチングは394

件、農業就業チャレンジサポーターの派遣は135事務所、マルシェの開催は15回でございます。これらの取組によって、農業に取り組む事業所数は、平成26年度の86事業所から令和5年度には159事業所へ拡大し、多くの障がい者が農業分野に携わる機会を創出することができました。また、農業に取り組む障がい者就労支援施設の令和5年度の平均工賃月額が2万3,963円となり、全体の平均工賃月額2万2,858円を上回る成果を上げております。

次に、農業就労チャレンジサポーター事業の評価と今後の取組についてでございます。

農作業の現場において、それぞれの障がい者の特性を見極めた上で作業を進めやすい環境づくりをサポートする役割を担っていただくため、県では、農業就労チャレンジサポーターを事業所の要請に基づいて派遣する事業を昨年まで実施しておりました。農家や事業所からは一定の評価をいただく一方、サポーターが農作業そのものに専念してしまう事例もあるなど、本来の役割である障がい者のサポートが十分ではないとの指摘もあったところです。

こうした御指摘に加え、国の補助制度の変更があったことなども踏まえ、今年度は実施を見送り、サポーターに期待されている役割を十分に発揮できる形に事業を再構築すべく、現在検討を進めているところでございます。障がいのある方が安全かつ効果的に農作業に取り組むことができる体制の整備に向けて取り組んでまいります。

最後に、ノウフクJASに対する考え方についてでございます。

障がい者が生産に携わった食品等を認証するノウフクJASは、平成31年に制度が創設され、県内ではこれまで4事業者が認証を取得しております。認証を取得し、大規模に農業を展開している事業者からは、販路や売上の増加につながった。公共施設で特別に販売が認められた。一般的な相場より高い値段がついたなどの声を伺っております。

一方、認証取得の費用の一部を助成している自治体からは、ノウフクJASが消費者から十分に認知されていないため、費用対効果の面でメリットが少ないという課題もあるとお聞きしております。ノウフクJASについては、様々な御意見はあるものの、農産物等の背景にある社会的価値をブランド化した有意義な仕組みであると考えており、県としては、今後、経営上メリットがあると見込まれる事業者にはノウフクJASの取得の検討を促してまいります。

以上でございます。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私にはカスタマーハラスメント対策に関して2点のお尋ねを頂戴しております。

最初に、県職員に対する暴言や不当な要求などの現状と対応についてでございます。

まず、現状につきましては、令和5年度に県職員を対象に行ったコンプライアンス等に関する職員意識調査では、1年以内にカスタマーハラスメントを受けたと感じたことがあると答え

た職員の割合は21.8%となっております。

具体的には、頻繁、長時間の電話等の対応が最も多く、70.8%、次いで、怒鳴り声や人格否定などの誹謗中傷、これが67.2%という状況でございます。

こうした中、具体的な事例を踏まえた正しい知識の習得のための研修会の開催、執務室で騒いだり居座ったりした場合、課室長等が行為の中止や退去を命ずるなど、庁舎管理規則の制定によるルールの明確化、問題のある行為に対し管理職が複数で対応するなど、標準的な手順の策定、周知などの対応策を行ってきたところでございます。

また、執務室の受付担当者を明確にし、確実に声がけを行うなど、来庁者への対応手順についても取りまとめまして、県民の皆様からの貴重な御意見を真摯に受け止め、県民に寄り添った対応を行うことで、カスタマーハラスメントを未然に防ぐことにも努めております。

次に、カスタマーハラスメントを含めたハラスメント対応の相談窓口の充実の必要性についてのお尋ねでございます。

職員のハラスメントなどの悩みを解消し、職務に注力できるよう、相談窓口を含め、常に時代に即した相談体制の充実は重要と認識しております。これまでも、ハラスメント対策として、コンプライアンス・行政経営課に専用の電話やメールによるハラスメント相談窓口を設置するとともに、各部局、地域振興局等に配置した職員相談員がハラスメント全般の相談に応じているところです。

また、職員相談員に対しては、県が独自に作成した不当要求行為への対応の手引を配付し、実際にハラスメント事象が起きた場合に、慌てることなく、組織として一貫した行動が取れるようにしているところでございます。加えて、今年度は、ハラスメント全般の相談体制を強化するため、相談対応スキルの向上に向けた研修会を予定しております。引き続き先進事例や外部の専門家などの御意見を参考にしながら、様々な事象に即応できる相談体制の構築などに努めてまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には企業等におけるカスタマーハラスメントに対する県の取組についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、企業や事業所などの職場で働く労働者を事業主がハラスメント行為から守っていく対策が必要であるところでございます。

県におきましては、労政事務所が実施する労働教育講座において、カスタマーハラスメントをテーマとした講座を開催したほか、県公式ホームページでカスタマーハラスメントを含む職場のハラスメント防止について周知を図るとともに、労政事務所における個別相談を行って

るところでございます。

これに加えまして、国で令和2年に策定しましたカスタマーハラスメント防止に関する指針の内容について、県の職場環境改善アドバイザーによる企業訪問を通じて周知し、具体的には、適切に対応するための体制の整備やメンタルヘルスの不調への対応等被害者への配慮、マニュアルの作成の必要性といった助言等を行うなど、事業者、労働者双方に対し対策の必要性や事象が生じた場合の対応を周知しているところでございます。

また、政府の骨太の方針2024の中では、カスタマーハラスメントを含む職場におけるハラスメントについて、法的措置も視野に入れ対策を強化するとしていることから、この法改正の動向等も注視しながら、誰もが生き生きと働くことのできる働きやすい職場環境づくりを推進してまいります。

以上でございます。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）それぞれ丁寧な御答弁をいただきました。

農福連携事業を進めるためには、農業の知識はもちろん、障がい者の適性などを含めた福祉の知識も必要になります。農福連携推進ビジョンで示された農業と福祉の両方の知識を兼ね備えた農業版ジョブコーチという存在も不可欠になります。また、何でも相談のできるワンストップ窓口の役割を今後も十分に果たしていただくよう要望いたします。

また、カスタマーハラスメント対策については、東京都では全国初となるカスハラを防止するための条例制定を目指し、東京都カスタマーハラスメント防止条例の基本的な考え方が示されています。また、北海道でも、今年6月から、超党派議員がカスハラ防止条例の制定に向けて動き出したり、三重県でも、今年7月にカスハラ防止対策推進本部が設置されました。

県内でも、松本で、市職員を対象としたカスタマーハラスメント防止条例を来年度中に制定する意向を市議会に示されています。長野県としても、県内で働く全ての人を守るためのカスハラ防止条例の制定を視野に今後進めていただくことを要望いたしまして、一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、佐々木祥二議員。

〔55番佐々木祥二君登壇〕

○55番（佐々木祥二君）佐々木祥二でございます。

一般質問に当たり、阿部知事をはじめ執行部に対し、私見を交えながら質問をさせていただきますので、明快かつ前向きで具体的な答弁を期待するものであります。

まず、私から、今月20日からの豪雨災害でお亡くなりになられました方々に謹んで哀悼の意を表します。また、被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復

興を願うものでございます。長野県もしっかり支援に努めていただきますようお願い申し上げます。

まず、今定例会の冒頭、知事から観光振興税の導入に向けた提案説明がありました。この税の導入を機に、コロナ禍を経て、一度は落ち込んだ長野県観光が力強く復活し、さらに発展することを切に願いますが、これについて知事の意気込みをお伺いいたします。

また、地域の多様な観光ニーズや観光を取り巻く環境の変化に対応できるよう、最初から柔軟に使える内容にしてはどうかと考えますが、観光スポーツ部長に御所見をお伺いいたします。

次に、長野県においても、高齢化に加え、少子化、人口減少が想像以上の速さで進んでおります。こうした中、子供たちを取り巻く家庭や学校などの環境も大きく変化し、心の健康に様々な課題や問題を抱える子供たちが増えております。

さらに、自閉症や注意欠陥・多動性障害など、発達障がいや摂食障害は社会的な関心を集めております。特に、児童虐待やいじめに巻き込まれた子供たちは心に深刻なダメージを抱え、適切な支援が求められております。心や発達に課題を抱える子供たちには、幼児期から児童・思春期、青年期まで切れ目のない継続した支援が必要となります。

また、その子供たちやその家族を医療の面で専門的に支えるのが、児童・思春期精神科医療となりますが、長野県の状況は、児童・思春期病床は2病院19床、青年期は1病院30床とその数が限られており、速やかな入院治療が受けられない子供が増加しております。また、児童・思春期から青年期を一貫して見ることができる病院は県内にはない状況であります。特に、青年期の精神疾患の患者さんに対しては、医療の手が届き難い状況であります。

また、子供の心の診療を担う医師の不足も大きな一因となっております。

そこで伺いますが、緊急的に受入れ可能な病床数も不足し、さらに外来の予約待ちの長期化も大きな課題であります。長野県の児童・思春期、青年期の子供を取り巻く医療環境についてどのように認識し、対策されているのか。健康福祉部長の御所見をお伺いいたします。

次に、子供・若者に対する施策については、知事が先頭に立ち、次代を担う子供・若者を社会全体で応援する取組を総合的に推進されております。

私も、こうした取組をさらに推進するためにも、医療のセーフティーネットが大切であり、子供たちが必要とする医療を必要なタイミングで受けることができるために、長野県において児童精神科病床の増床と専門医の養成が急務であると考えます。

また、しあわせ信州創造プラン3.0にも施策の展開で、増加する児童・思春期、青年期の精神疾患に対するため、子どものこころ総合医療センター（仮称）の設置検討を進め、医療体制の充実強化が記載されております。

先日、私が会長を務める長野県立こころの医療センター駒ヶ根運営協議会が開催され、子ど

ものこころ総合医療センターについては、基本設計まで既に終了をしたが、県立病院機構の財政状況悪化により中断との報告がありました。

そこで伺いますが、全県域を対象とした児童・思春期、青年期精神科の専門医療の充実と医療人材育成を行う子どものこころ総合医療センターは、これは絶対に必要であり、児童虐待、発達障がい、摂食障害、インターネットゲーム依存症の子供が増加する今、その開院を遅らせることなく、一日も早く子供たちを救う医療対策と医療提供が必要と考えます。知事の決意のほどをお伺いいたし、第1回目といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2問御質問を頂戴いたしました。

まず、観光振興税についてでございます。

観光振興税（仮称）につきましては、今般、骨子をお示しさせていただき、今後、県議会の皆様方をはじめ多くの皆様方に御理解をいただけるようにしっかり取り組んでいくことが必要だというふうに思っております。

意気込みという御質問であります。長野県は県内どこを取っても観光地と言っても過言ではない県だというふうに思っております。これまでも、国内外から多くのお客様をお迎えして、温かなおもてなしと、美しい景観等優れた観光資源で多くの観光客の皆様方に御満足いただけるように各般の施策を進めてきたところであります。

しかしながら、提案説明でも申し上げたように、長野県はまだまだそのポテンシャルを十分に生かし切れていないというふうに思っております。移動の足の確保や観光関連のDXの推進など、多くの皆様方に御満足をいただき、来てよかった、また来たいと思っただけけるようにするために取り組むべきことはたくさんあるというふうに思っております。

一方で、観光産業は、御質問にもありましたように、コロナ禍の中で大変大きな打撃を受けたところであります。観光立県を目指す長野県としては、こうしたポテンシャルをしっかり生かしつつ、観光産業の皆様方にも再び未来に向けて希望を持って事業活動を進めていただけるような取組を進めていくことが大変重要だというふうに思っております。

長野県は、これまでも、世界水準の山岳高原観光地づくりを掲げていろいろな取組を進めてきました。この世界水準にかけた思い、願いは、国内はもとより、海外の主要な観光地ともしっかり競い合える、競争力のある観光地をつくっていきたくと、そういう思いであります。

御存じのとおり、世界の主要な観光地は、観光のための独自の財源確保をかなり行っているところであり、国内においても、今検討しているところも含め、各地で財源確保に向けた議論が進められ、既に具体化されてきているところも多くなっているわけであり、

そうしたことを考えると、県民の皆様方から頂戴する税金だけで観光振興を進めていくとい

うことにはやはり限界があるというふうに思います。御訪問いただける皆様方からも一定の御負担をいただく中で、しっかりと財源を確保して、長野県の観光振興につなげていくということが大変重要だというふうに思っております。こうした観点で今回の骨子案を示させていただいたところでございます。

制度化されましたら、世界水準の山岳高原観光地を目指して、観光コンテンツの充実、受入れ環境の整備、こうした様々な取組を着実に進めていきたいというふうに思っております。今後、県民の皆様に対する説明会もしっかり行っていきたいというふうに思いますし、宿泊関係の事業者をはじめ、事業者の皆様方からリクエストがあれば、できるだけ説明の御要請にも対応していきたいというふうに思っています。

今申し上げたような点も含めて、今回の制度の考え方を十分に御説明させていただき、御理解をいただくことができるように丁寧に取り組んでいきたいというふうに思いますが、その一方で、できるだけ早く制度化ができるようにしっかり取り組んでいきたいと考えております。

それからもう一点、子どものこころ総合医療センターの早期開設について、その決意を伺うという御質問を頂戴しました。

子供・若者が自分らしく活躍できる社会をつくっていくために、児童・思春期、そして青年期の精神科医療を充実させるセンターの設置を速やかに実現させていきたいというふうに私も考えております。

しかしながら、県立病院機構の令和5年度決算は、11億円を超える赤字を計上しておりまして、今後の投資計画を改めて検討する必要があるということで、センターの開設予定を一旦延期している状況でございます。

現在、県立病院機構におきましては、外部コンサルタントを活用した収支構造の分析や適正な投資水準の構築など、抜本的な経営改善に着手しているところでございます。センターの早期開設を含めた様々な取組が円滑に実施できるように検討を行っていただいているところでございます。

県としては、こうした県立病院機構の経営改善への取組を支援すること等により、財務状況をいち早く安定させて、このセンターが早期に開設できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には観光振興税（仮称）の使途の柔軟な対応についての御質問でございます。

観光振興税の使途につきましては、観光が交通などを含めまして裾野の広い産業であること

を考慮するとともに、県内各地の多様性や観光を取り巻く環境の変化に的確に対応していく必要がございます。また、納税者に税導入の効果を実感していただけるよう、施策や地域を極力重点化することも必要であると認識しております。こうした状況を念頭に、今後、使途の検討に当たりましては、市町村や宿泊事業者など現場に近い皆様の御意見もお聞きしながら活用の方向性を示す観光ビジョン（仮称）を策定することを想定しております。

また、市町村が実施します観光振興施策の充実や強化に対しまして、自由度が高く活用いただけますよう、税収の活用可能額の3分の1を一般交付金といたしまして地域の観光ニーズや状況の変化に対応できる仕組みも検討しております。こうした取組により効果的な施策が実施できるよう努めてまいります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には、児童・思春期、青年期の精神科医療に対する認識と対策についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、児童・思春期、青年期の精神科医療に関しては、専門医の不足や対応できる病床の確保が課題であると認識しております。

専門医の不足に関しては、県独自の事業として、信州大学医学部に委託し、長野県発達障がい診療医・専門医の養成を行ってまいりました。ほかにも、県立こころの医療センター駒ヶ根等において、子どものこころ専門医の養成といった取組も行われております。また、入院治療が必要な方については、これまで小児科等との連携の中で対応が行われてきたところです。

しかしながら、近年、依存症や摂食障害等の児童・思春期、青年期の精神科医療へのニーズが高まる中で、それらに特化した病床の必要性を強く感じており、今後は専用病床の確保を含めた医療提供体制の整備に努めてまいります。

以上でございます。

〔55番佐々木祥二君登壇〕

○55番（佐々木祥二君）次に、令和5年10月6日から、私が発起人となりまして、長野県議会日東友好促進議員連盟を設立させていただきました。それに伴い、今年の3月27日から31日の5日間にわたり、カンボジアと長野県の持続可能な関係構築のために、現地、カンボジア王国を調査・視察させていただきました。現地では、日本に駐在経験のある労働職業訓練省のソカーさん主導の下、カンボジアプレスダッチ郡の中高一貫校3校を調査させていただき、多くの若者が日本語に興味を持ち、また、日本の各種団体の支援を受けて学んでいる姿に感動した次第でございます。

また、この夏、飯田市のNPO法人ふるさと南信州緑の基金の支援により、カンボジアの飯田小学校がカンボジア政府から公立校に認定されました。この飯田小学校は私立校でしたが、

公立化され、全学年が通えるようになることを期待しているところでございます。

また、飯田風越高校では、毎年、文化祭にて文房具などの支援物資を募集し、伊那北高校や松本県ヶ丘高校、松本国際高校等ではカンボジア研修を実施し、生徒の皆さんが現地でカンボジアの歴史や文化を学んだり、ボランティア活動を経験するプログラムに参加されております。

また、起業家で長野県政参与の千本倅生氏がカンボジアにキャンパスを置くアジアイノベーション大学の理事長に就任されました。千本県政参与は、グローバル人材の育成に注力する方針を掲げ、日本とカンボジアのかけ橋となる人材を育成したいと述べ、両国の関係強化にも貢献する意向を示されております。

そこで伺いますが、県内の中高校生におけるカンボジアとの留学や交流プログラムの強化・充実について教育長の御所見をお伺いいたします。

また、長野県立大学や駒ヶ根にある看護大学とカンボジアとの交流の状況について県民文化部長に御所見をお伺いいたします。

また、カンボジアのみならず、外国人材が日本に来日する中で大きなハードルとなっているのが、日本語の習得でございます。現地にて日本語を学んで、日本で働くためにも、早期からの交流、支援が重要と考えます。日本語教育をしている学校との協力、交流、これもまた必要と考えます。産業労働部長の御所見をお伺いいたします。

また、外国人が長野県で生活するには、日本語研修や教育が必要と考えます。私見でございますが、日本カンボジア友好人材センター、NPO法人、JICA、JOCAとも協力し、長野県に日本語研修センターが必要と考えますが、県民文化部長の御所見をお伺いいたします。

また、3月28日、カンボジア労働職業訓練省にて、私は、ヘン・スオー大臣と、今後のカンボジアと長野県の相互協力、そして持続可能な関係について意見交換をさせていただきました。ヘン・スオー大臣は、日本への留学経験もあり、大変日本通でもございます。

そこで伺いますが、今後選ばれる長野、長野モデル構築に相互理解を深める一方で、労働力の確保、労働市場拡大のために、県として、NPO団体との連携強化や県のPR映像制作など、歴史文化、交流も含め、カンボジア王国に対しどのように取り組んでいかれるのか。

また、特に、送り出す側、そして受け入れる側がしっかりとお互いを理解し、そしてつながっていくことが大変重要であると大臣はおっしゃっておりました。ヘン・スオー大臣も、日本へ行ったときにはぜひ長野県を訪問したい、そして、阿部長野県知事にもぜひカンボジアを訪れていただき、友好を深めていきたいとおっしゃっております。併せて知事の御所見をお伺いいたします。

次に、私は、7月18日、日本国際博覧会協会にて、大阪・関西万博の調査をさせていただきました。準備も進んでおり、開幕が楽しみであります。

2025年に開催される大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、「未来社会の実験場」をコンセプトに掲げ、人類共通の課題解決に向けて世界の英知を集め、新たなアイデアを創造・発信する場となることを目指し、準備が進められております。

また、この大阪・関西万博は、国連が掲げる持続可能な開発目標、SDGsの達成を後押しする機会ともなっております。その理念、成果をレガシーとして後世に継承していくことも本万博の開催意義の一つでございます。

このレガシーの一つである大屋根リングは、日本の木造建築技術の先進性を示すものとして世界中の注目を集めることが期待されております。この木造建築技術の成果を継承していくため、日本国際博覧会協会では、仮設整備する大屋根リングについて、万博閉会後もリユース等により有効活用の可能性を検討する提案募集が本年2月に行われ、この募集に対して、自治体や設計事務所、建設会社など20社から提案があったと聞いております。主な提案といたしまして、立体公園、公園と駅をつなぐ歩行者デッキ、庁舎の内外装、仮設住宅、ベンチなどへの活用が提案されたとのことであります。

そこで伺いますが、今後、事務局では、これらの提案を中心に検討を進め、来年初めから公募入札の準備を進める予定とのことですが、この公募に対し、県として公共施設への再利用を検討されているのか。建設部長に御所見をお伺いいたします。

また、大阪・関西万博の大屋根リングは、技術性や持続可能性の面から、県の建築技術の向上をはじめ、リニア開業を控えた伊那谷のまちづくりにおいても参考となる部分が多くあると思っておりますが、どのような可能性を感じているのか。ここも建設部長の御所見をお伺いいたします。

次に、大屋根に使用されているCLTは、構造部材としての有用性、高付加価値のポテンシャルを持つ製品と言われておりますが、その一方で、東日本にはCLT工場が少ない状況であります。仮にCLT工場を長野県に誘致や投資をすれば、県内の木材産業や建設関連産業が活性化し、サプライチェーンの発展にもつながり、工場が必要とする財やサービスを県内企業から調達することにより、県内企業の付加価値額の増加や、最終的にはチップ化し、燃料として活用することにより、循環経済への転換に資するものと考えます。木曽谷・伊那谷フォレストバレー構想にも大きな弾みとなります。

そこで伺いますが、最先端技術を持つ工場が、木曽・伊那谷、県内に設置されることにより、関連する国内外企業や投資家から注目を集め、県内全体の投資環境の向上にも資すると考えますし、産業振興の観点から、CLT工場の誘致を含め、県内の森林資源を活用した付加価値の高い県産材製品の生産を検討すべきと考えますが、可能性と取り組むべき方向性について知事の御所見をお伺いし、第2回目の質問といたします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 中高生のカンボジアとの交流についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、グローバル人材の育成に当たり、海外への留学や交流は意義あるものと認識しております。

中学生については、県内の多くの市町村で海外との交流が行われております。例えば、議員の地元の駒ヶ根市では、平成6年より中学生がネパールとの交流を行い、国際協力の在り方を学んでいると承知しております。

また、カンボジアとの交流では、上田市の中学校が、カンボジアに井戸を掘るプロジェクトという上田高校の取組に賛同し、アルミ缶回収で資金を集め、高校生を介してカンボジアに寄附した例がございます。

高校生につきましては、県教育委員会の留学支援事業、信州つばさプロジェクトにおいて、国際ボランティアの支援等について学ぶ場としてカンボジアへの短期留学を実施しているところございまして、この短期留学に、令和4年度は15名、令和5年度は28名が参加し、小学校や児童養護施設を訪問して現地の子供たちと交流いたしました。参加した生徒からは、世界の問題に対して当事者意識を持てるようになったとの感想が聞かれるなど、平和や教育の重要性について理解を深めることができました。

本年度、カンボジアへの短期留学は30名を予定しております。今後も、国際的視野を持ち、様々な分野で活躍できる人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私にはカンボジアとの交流に関しまして2点御質問を頂戴しております。

まず、県立大学及び看護大学とカンボジアとの交流の状況についてでございます。

長野県立大学では、大学の理念の一つであるグローバル教育を実施しているところございまして、海外プログラムは、今年度、6か国8校で実施。交換留学に関する連携協定を9校と締結しておりますが、現時点ではカンボジアとの交流は行われていない状況でございます。

長野県看護大学におきましては、令和元年度からカンボジアを国際看護学の実習先としております。令和4年度までの間はコロナ禍により中止となりましたが、令和6年3月に学生9名、教員2名がJICAカンボジア事務所、サンライズジャパンホスピタル等の医療、看護の現場を視察し、国際的視点を持った看護教育の学びを深めております。

次に、NPO法人等と協力した日本語研修センターの設置についてでございます。

県内に在住する外国人が増加する中、これらの方々の日本語の習得は、職場での仕事や地域における生活を営む上で不可欠でございまして、非常に重要であると認識しております。

現在、県内には34市町村に77の地域日本語教室があり、県では、昨年度、それらを対象に実態調査を実施いたしました。その結果、日本語教師やボランティアの不足及び高齢化に大きな課題があることが見えてきたところでございます。

この課題に対応するためには、議員から御指摘がございましたとおり、国際協力や国際理解の知見にたけましたNPO法人やJICA、JOCAに御協力をいただくことが有効でありますことから、今後、関係機関の皆様と相談をしながら、地域日本語教室のボランティア等として協力をいただけるよう働きかけをしてみたいと考えております。

また、先ほど申し上げました調査では、日本語を学びたくても、身近に教室がない、交通手段がないなどの理由で受講できないとの回答が多数寄せられております。県内のどこに住んでいても日本語を学ぶことができる環境づくりも重要な課題であると考えております。

先頃公表いたしました人口戦略（仮称）骨子案では、「外国人が活躍し、みんなが暮らしやすい社会を実現しよう」を掲げておりまして、県としても、日本語教育については重要な課題と受け止めております。

御示唆いただきました日本語研修の場につきましては、学習効果や受講者の利便性なども考慮しつつ、関係者の意見も伺いながらしっかり検討してみたいと考えております。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私には日本語教育を行う学校との協力や交流についてのお尋ねでございます。

外国人労働者が日本で働く、そして、生活をする上で、仕事の知識や技術に加え、日本語能力は大変重要でありまして、受入れ側の不安の解消にもつながるものと考えております。

現在、県では、外国人材受入企業サポートセンターにおいて、外国人材活用セミナーの中でやさしい日本語講座を実施し、企業の受入れ態勢づくりについても支援しているところでございます。

長野県内在留のカンボジア人は、出入国在留管理庁の在留外国人統計で、令和5年12月末時点で269人でありまして、まだまだ少ないのが現状でございます。一方で、若い人材が多いなど、カンボジアの持つポテンシャルは高いと考えております。今後、人材の受入れに向けて、今回議員から御提案のありました現地の日本語教育を行う学校との交流や協力は大変貴重な御示唆をいただいたものと思っております。

検討を進めるに当たり、現地人材の語学力や知識等の状況を把握する必要があると考えております。このため、まずは海外駐在員を通じて、現地のニーズや県内からの進出企業から情報を得るなどし、受入れをしていく上で何が効果的な施策となるのかを把握し、今回の御提案も

踏まえ、関係部局と連携してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、カンボジアとの交流についてという御質問でございます。

佐々木議員におかれましては、カンボジアとの交流に大変御尽力いただいておりますことに敬意を表したいと思います。

ヘン・スオー労働職業訓練大臣から、相互訪問、交流の御提案があったということをお大変ありがたく受け止めております。ヘン・スオー大臣をはじめ、カンボジアの皆様方に御来県いただければ、私どもはしっかり歓迎させていただきたいというふうに思っております。

県内の在留カンボジア人の数は300人に満たない状況ではございますが、人材を誘致するといった観点から見ますと、2021年の数字であります。平均年齢が26.5歳と、本県、我が国と比べると、非常に若い国であります。また、人口がこれからも増加する見込みということで、国としての発展のポテンシャルは高い国だというふうに考えております。

また、外務省の調査によると、カンボジアから見て日本とは友好関係にあるという回答が92%ということで、親日的な国であるというふうに承知しております。そういう観点からも、相互の理解を深めていくということは大変重要なことだというふうに思っております。今月、議会の皆様方がベトナム、カンボジアの海外調査を行われるというふうに伺っております。その際、県職員も同行させていただき、しっかり現地の状況等を把握させていただきたいと思っております。

また、カンボジアとの交流が進むことによって、本県にとっては様々な人材の受入れの可能性が高まるということと併せて、カンボジアの皆さんにとっても、人づくり、人材育成を通じて国の発展につなげることができるということで、双方にとってウィン・ウィンの関係を構築することは可能だというふうに思っております。

今後、人口戦略をしっかり検討していきたいというふうに思っておりますが、海外との交流、それから外国人の受入れ環境の整備は、いずれも重要な課題だというふうに考えております。こうしたことをしっかり検討する中で、カンボジアの皆様方との交流の在り方、そして、御質問にあった私の現地への渡航も十分検討していきたいというふうに考えております。佐々木議員におかれましては、カンボジアとの友好交流に引き続きの御協力をいただければというふうに思っております。

それからもう一点、森林資源を活用した付加価値の高い県産材製品の生産についての御質問を頂戴しました。

脱炭素への取組、E S Gの観点といったことから、木材利用促進の重要性は年々高まってきております。

都市の木造化推進法の制定や建築基準法の改正によりまして、都市部等を中心に高層オフィス等でC L T等を活用した木造建築の事例が増加しております。県内でも、防火基準への対応が求められる中高層建築物と非住宅分野において、C L Tの活用のほか、カラマツの強みを生かした耐火集成材などの技術開発や生産が進展してきているところでございます。

その一方、県内は中小規模の製材工場が多いことから、C L T等の最新技術を必要とする製品の生産、品質や性能が明確なJ A S認証製品の供給が難しいといったような課題を抱えており、県内で十分な付加価値をつけていくという点では、御指摘のとおり、まだまだ課題があるというふうに考えております。

そういう中で、御質問にもありましたC L T工場の誘致を含めて、県としては、新技術により新たな需要開拓を行おうとする企業の皆さんへの支援や、複数の中小工場が連携してJ A S認証を取得する取組、事業譲渡を希望される製材工場に対する円滑な事業承継、こうしたことが進められるように積極的に検討していくことが重要だというふうに受け止めております。

これらの検討を通じて、付加価値の高い県産材製品の供給力の強化につなげることができるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には大阪万博における大屋根リングの活用などに関する質問をいただきました。

大阪万博の大屋根リングは、構造部材として使用された集成材であるため、その再利用に当たっては、建築基準法において材料の性能や品質が損なわれていないこと及び接着性能が構造用集成材のJ A S規格に適合していることをサンプル抽出して確認することが求められます。

現在、大屋根リングの活用に関する詳細な情報が示されていないため、公共施設への活用について検討はできませんが、今後示される公募要領などを確認した上で、材の規格や品質、法的な制約を考慮し、利用の可能性について関係部局と研究してまいります。

また、リニア開業を控えた伊那谷のまちづくりにおいては、大阪万博の大屋根リングの先進的な建築技術を参考とし、耐火、耐震にまだ研究すべき点はありますが、県産材を利用した森林県ならではの脱炭素、環境性に優れる革新的な大型木造建築を建設できるとしたら、長野県から最先端の建築技術を世界へ発信することができると思われれます。

加えて、建築物が老朽化した際には、チップ化などにより木質バイオマスに活用するなどエネルギー循環を推進することで、建物の建設、維持管理、耐用年数終了に関連する建物の生涯

を通じて排出される全ての温室効果ガス、エンボディドカーボンの削減にも寄与できるものと考えられます。

以上です。

〔55番佐々木祥二君登壇〕

○55番（佐々木祥二君）それぞれ丁寧な御答弁をいただきました。

観光税につきましては、十分な説明と打合せ等をお願いいたします。

また、知事、長野県の病んでいる幼児・児童や、思春期、青年期の子供たちを支援し、手を差し伸べ、命を救うことができるのは、知事しかいないのであります。子どものこころ総合医療センターの一日も早い開設の決断を強く要望させていただきます。

カンボジア王国にも早期に訪問していただき、相互理解を深め、交流の輪を広げていただきたいと思います。

万博の大屋根リングにつきましても、やまなみ国スポの各種会場やリニア長野県駅などでの利用の検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、万博のお客様の長野県への観光誘導もぜひお願ひしたいと思ひます。

長野県の森林資源を安く売るのではなく、高付加価値が出るような施策展開も強く要望させていただきます。

ちょうど時間となりました。私の全ての質問を終了させていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、グレート無茶議員。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）新政策議員団のグレート無茶です。

まず一つ目、これをやらなければ始まりません。とことんやります。そば県について。

各種報道で御存じかと思いますが、2024年8月16日に長野県を「そば県」にする議員の会を立ち上げました。各方面から賛否両論、様々な意見などをいただき、いろいろな意味で手応えを感じております。

また、ヤフーニュースや、他県である中国新聞、四国新聞、そして、そば県を狙っている福井県の福井新聞でも取り上げてもらいました。メディアの取り上げ方も様々ですので、ここで改めて私のそば県への見解をお話できればと思ひます。

まず、御承知のとおり、一くくりに長野県のそばといっても、地域によって様々な特徴があります。まさに長野県内だけで特徴の異なるそばを北から南、各地域で楽しめるわけで、この多様性あふれる魅力こそが長野県を売り込むのうってつけのコンテンツであると考えているわけではあります。

そう考えると、行政が長野県のそばはかくあるべしと筋道や型をあらかじめ決めてブランド化するのは無理だと思っています。そうではなく、そば県信州の旗印の下、県内各地域や民間事業者の「我がそばが一番」という自主的な取組を促し、尊重して、その取組に際し、民間事業者などからそばの振興のためにもっとこうしてもらいたいという要望を受け、そこで、行政は速やかに検討し、お手伝いをするという形が望ましいのではないかと考えています。そば県信州というブランドの打ち上げを利用して、それぞれの業界や事業者で、それぞれのもうけ方で長野県を活性化させてもらいたいと考えているわけです。

注意しなければいけないのは、こういった取組はあながち行政主導と思われてしまいがちですが、そうなっては絶対に駄目だと思います。なので、メディアの注目度が高い政治家でもある知事がそば県信州を発信することが意味のあることだと思っています。本県のそば振興の方針を改めて知事に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本県におけるそば振興の方針についてという御質問でございます。

全国に誇る信州のそば、これは農業者の皆さん、そして、製造業者、小売業者、飲食店など、多くの皆様方の多彩な取組によりそのブランドが築かれてきているというふうと考えております。そのため、今後のそば振興の在り方について、まさに様々な皆様方にこれまでの現状や今後の取組への要望等について聞き取りを行ってきたところでございます。

一部を御紹介しますと、例えば、県オリジナル品種の普及の推進や適期収穫による品種・収量向上対策などをしっかり進めてほしいといったような御意見、さらには、県内産そば粉を使用している旨の表示制度の導入、銀座NAGANO等におけるしっかりとしたPR、さらには、海外への乾麺の普及による認知度の向上、海外への販路開拓の推進、こうしたことと併せて、県内のそば関係者の意見を取りまとめた政策につなげていく会議体の設置の必要性、こうした御意見も頂戴してきたところであります。

こうしたことを具体化するため、まずは幅広い関係団体によります会議体を年内のできるだけ早い時期に設置していきたいというふうに思っています。多くの関係者の皆様方と問題意識や課題を共有して、具体的な取組を進めるための推進体制を構築したいというふうに思っております。

その中では、御質問にもありましたように、行政がこうしたいからこうするというのではなく、これまでも丁寧にもいろいろな御意見を伺ってきましたので、事業者の皆様方の主体性、自主性を尊重しつつ、歴史や食文化といった学びとつなげたり、観光県として信州そばを観光誘客にもつなげるなど、多角的な視点を持ちながら信州そばの振興に向けた取組を進めていきたいと考えております。

もとより、PRが必要でトップセールスをやったほうがよろしければ、私も先頭に立ってPRを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）ありがとうございます。継続は力なり。知事がだんだんこっちのほうに来ていただいているというふう実感しております。行政主導にならないようにだけ注意していただきたいというふうに思っております。

私もやっていますけれども、2024年9月にリリースされた県の公式LINE。この中で公式LINEをやっている方がどれだけいるのかなというところですが、その登録者の目標値と現在の登録者数を教えていただけますでしょうか。

私は常々感じているのですが、県は情報発信力がちょっと弱いのではないかと思っています。行政の情報は確かに重要ですが、県民の立場からすると、行政情報のみならず、幅広く長野県に関する様々な情報を求めているのではないかと思います。ですが、アプリを入れてもらうのは、そう簡単なことではありません。でも、私は、この公式LINEは、災害時などの緊急時を考えると、全县民に使ってもらいたいと思います。そういった目的も考えると、今までと違うアイデアが必要なのではないでしょうか。

例えば、県のLINE等に民間団体のイベント告知ができるプラットフォームを搭載して、利用者が気軽にアクセスできるような仕組みを考えてはいかがでしょうか。ライブの情報、スポーツイベントの情報、各地のそば祭りなど、あらゆる情報をその主催者がプラットフォームにそれぞれ投稿するなど、より多くの方に利用して触れてもらえる仕組みもあっていいかと思えます。以上、中村企画振興部長に伺います。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には県の公式LINEの関係で2点御質問をいただきました。

まず1点目でございます。県公式LINEの友だち登録者数の目標値と現在の登録者数についてでございます。

県公式LINEの友だち登録者数は、まずは県人口の約1割に当たる20万人を目標値として取り組んでおります。また、昨日、9月30日正午現在の友だち登録者数は6万1,944人。6日の開設から1か月足らずですが、滑り出しとしては順調な登録状況であると考えております。

2点目でございます。LINE等への民間団体のイベント告知ができるプラットフォームの搭載についてでございます。

県の取組だけでなく、民間団体の取組についても、県政の推進に資するものは併せて発信していくことが重要です。その観点で、子育てや芸術文化、観光などに関するイベントについて

は、それぞれの分野の特設サイトにおいて、県だけでなく民間団体のイベント情報も含めて掲載しているところです。

こうした特設サイトは、県公式ホームページで紹介するだけでなく、県公式LINEにおきまして画面に表示されるメニューに特設サイトへのリンクを掲載し、県民の皆様が常時アクセスしやすいようにしているところです。

これらに加えまして、LINEやXによる情報配信でイベント情報をタイムリーに発信するなど、多くの県民の皆様が、民間団体が行うものも含め、様々なイベント情報に簡単にアクセスできるよう取り組んでまいります。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）ぜひとも継続して見てもらえるLINEにさせていただければと思います。続きはまた次の議会でやりたいと思います。

さて、今年7月に東京都知事選挙が行われました。元安芸高田市長の石丸伸二氏は、東京一極集中化から全国にわたる多極分散に向かうときが来ていると発信し、それが地方の発展につながると訴え、東京都民にとっては不利かと思われる決意にもかかわらず、2位という結果を残しました。そんな地方分権への訴えが多く支持を得て、世間が地方分権へ関心を持ち始めたのではないかと思います。確かに、都知事を決める選挙でありながらも、全国からの期待がかなり寄せられていたのは、私もすっかりこの目で見てきました。

しかしながら、国の方向性は、改正地方自治法における国の指示権や、私が前回令和6年6月定例会にて質問した児童養護施設に係る国の補助金による施策誘導の問題など、国が地方の自主性を抑えている場面を多々感じる場合があります。

実は、私が石丸伸二候補者を応援しているというSNSを見た人から、このように言われました。あんなのを応援するなら今すぐ議員を辞める。国から出向で来ている県の職員はもうグレート無茶を見下して相手にしなくなる。もう無茶のやりたいことは県ではやらせてもらえないと言われました。

これを私に言ったのは、国から地方自治体に出向で来ている方です。やはり国や地方に対してこのように思っているのか。地方分権などを訴える石丸氏を応援することがそんなに国にとって邪魔で迷惑なのかと思わずにいられない出来事でありました。

もし国から出向で来ている皆さんが同じようにこのようなお気持ちで地方行政に携わっているようであれば、ゆゆしき問題だと思いました。本当はお一人ずつに聞いてみたいところですが、少なくとも長野県庁の職員として来られている方はそんなことは決して思っていないと信じております。地方分権への関心の高まりに反するような国の動き、そして、私の個人的な経験も相まって、国と地方との関係性に強い危機感を抱いています。

知事にお伺いします。2000年4月の地方分権一括法において、国と地方との関係は対等・協力であると定められましたが、実感として現在どのようになっていると思われますでしょうか。国と地方の適切なバランスはどうあるべきと考えるか、両方の立場で実務を経験されている知事の考えを聞かせていただけますでしょうか。

最後に、私は議員になって1年半、どうしても気になることがあります。県の職員の皆さんは、試験を勝ち抜いてきた選ばれし優秀な皆さんであることは言うまでもありません。動機はそれぞれだと思いますが、少なくとも初入庁時、長野県がよくなるために頑張りたいと思っていたはず。一般の人間からすれば、県庁で働いているというのは物すごいことだと思っています。

しかしながら、希望を持って入庁した職員が離職するとはなぜなのでしょう。もちろん、全員が全員というわけではありませんが、どこことなく県職員は挨拶や笑顔が少なく、全体に暗いという印象を受けてしまいます。あれ、かえるプロジェクトというのはこういう基本的なところにメスを入れていくのではなかったのかなと思ってしまいました。実際には、かえるプロジェクトが笛吹けど踊らずになってしまっているのではないのでしょうか。

渡辺総務部長に伺います。県民のために真に役立つ組織、職員が明るく楽しく前向きに仕事ができる組織になるため、県の組織風土をつくり変えることを目指すかえるプロジェクトが始まって1年半、職員自身は本当にかえプロの効果を実感できているのでしょうか。そして、かえプロは職員にどのような変化をもたらしていると思われますでしょうか。

残業なし、テレワーク推進など職場環境を幾ら整備したところで、やる気ややりがいがないければ辞めてしまうのも無理はないと思います。制度的な環境も大事かもしれませんが、一番はやはり人間関係。当たり前ですが、一人間としてその感情をきちんと把握し、満たしてあげることが重要だと思っています。

民間企業であれば、成績優秀者や成果を出した社員に対して特別ボーナスや賞品などでみんなをたたえることができると思います。それは、公務員という性質上、なかなか難しいとは思いますが、チーム一丸となってプロジェクトの目標を達成するという達成感を味わい、お互いをたたえ合うことができるチームビルディングなどの手法を取り入れるべきだとも思います。大前提として、職員の心が満たされる仕組みづくりが必要だと思っています。

でも、その前に、県の職員がやる気、やりがいを持っていつも笑顔でいられるよう、そして、優秀な能力を100%引き出してあげられるのは褒める文化だと思っています。部下にしっかり関心を持って、見守って褒める、こういったことができるトップ層の意識改革こそがかえるプロジェクトの第一歩ではないかと思っています。

管理職の皆さんは、これでもかというぐらい職員を褒めていますか。部下が一生懸命やって

いる姿に関心を持って見守っていれば、自分以上に部下は優秀な一面を持っていると気づきます。そして、ぜひもっともっと褒めてください。最高のチームが出来ます。

知事にお伺いします。褒める文化の浸透に向けて、逆転の発想で、まずは既に多くの民間企業で採用されている管理職が部下から評価されるという仕組みを導入し、管理職の意識改革を促してはいかがでしょうか。知事のお考えをお聞かせください。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点質問をいただきました。

まず、国と地方との適切な関係性についてということで、国と地方の関係は、対等、協力と定められているけれども、適切なバランスはどうあるべきかという御質問であります。

御質問の中にあつた国からの出向者は、本県にも多くいるわけでありますけれども、私自身の経験からすると、地方公共団体に行ったときには当然その組織のために全力を尽くす、これが基本的な考え方であります。そういう意味では、県に来ている職員はみんな、長野県の発展のため、県民の皆さんの幸せのために頑張ってもらっているというふうに思っています。

そうした中で、今の国と地方の関係は、御質問にもありましたように、非常に中央集権的な色彩が強い関係性だというふうに思っております。国が様々な権限を持ち、法令で画一的なルールを定め、そして、財政的にも、国税で徴収した財源を補助金等で地方に分配する。何でも国の言うことを聞かないと地方の行財政運営は支障を来すというのが私の率直な感覚であります。

そういう意味で、いろいろなところで国に対する文句もたくさん言ってきているわけでありますけれども、文句を言っているだけでは始まりませんので、我々自身も自力をつけて、自主的、主体的な政策展開をしっかりと図っていくということがやはり重要だというふうに思っております。

議員に御指摘いただいた国庫補助金の交付要件としての計画策定の義務づけや、子育て支援を充実しようというときに保育室の居室面積や保育士の配置基準も全国一律で定められているといったような現状は、何とか打破しなければいけないというふうに思っています。

これは、我々も、知事会等を通じてしっかり一致団結して取り組んでいくことがまずは重要だというふうに思いますし、県議会の皆様方をはじめ、政治家の皆様方とも、問題意識と思い、方向性をしっかり共有しながら分権型社会への転換を進めていきたいというふうに思っています。議員各位には、この問題への御理解とそれぞれのお立場でのお取組を期待するところでございます。

それからもう一点、県職員の意識改革ということで、褒める文化の浸透、それから、管理職の意識改革と評価の仕組みという御質問であります。

人口戦略をつくるに当たっては、若い世代の皆さんとかなり対話をしてきました。県の若い職員ともずっと話をさせてきていただいている中で、世代間のギャップはいろいろな部分であるのかなというふうに思っています。そうした中の一つが、この褒めるということであろうというふうに思います。昭和世代と言うと語弊があるかもしれませんが、昔はばりばり猛烈に働くということがよしとされていた時代でありましたので、なかなか褒めるという文化が様々な組織になかった。そういうこともあり、やはり若い世代の皆さんを褒めるという部分が一定年齢層以上には十分ではないのではないかとこのように思っております。

今回、T e a m s というものを県で導入しております。それに称賛機能というものがありますので、私も「いいね！職員チャレンジ」における職員の取組をこの称賛機能を活用してたたえたりしたところでありますが、かえるプロジェクトのメンバーからは、知事がもっと率先して褒めるべきという御意見も頂戴しているところであります。この点は、私自身も十分に意識していかなければいけないというふうに思っております。できるだけ頻繁に県職員の頑張り、組織の取組を褒めていきたいというふうに思います。

そして、この褒めることを含めて、職場全体の士気向上、活気を上げていく、元気にしていくためには、やはり、御指摘のとおり、管理職のマネジメント能力というものも重要だというふうに思っております。かえるプロジェクトにおいても、管理職が専門能力であるマネジメント能力を身につけることができる人事・人材育成制度についての御提言をいただいているところであります。これは、研修の充実や管理職の行動例の提示も行っていきたいというふうに思いますし、御質問にありましたように、部下が評価するような、いわゆる360度評価制度の導入といったようなことも含めて取組を進めていくことが必要だというふうに考えております。

本年度は、部下が職場環境を点数化して評価し、上司と共に改善につなげていくという取組を新たに実施中でございます。こうした取組の定着も図りながら管理職のマネジメント能力の向上を図っていきたいというふうに思っています。

明るい職場をどうつくっていくか、非常に本質的な問題提起をいただいたというふうに思っておりますので、引き続きこのかえるプロジェクトを推進する中で、みんなが楽しく前向きな思いで仕事に向き合える、そうした職場環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には職員自身がかえるプロジェクトの効果を実感しているのか、また、どのような変化をもたらしているかとお尋ねを頂戴しました。

これまで、上司への説明、いわゆるレクの勤務時間内実施の徹底やペーパーレス化等の重点アクション、また、心理的安全性の確保やオフィス改革など、10のプロジェクトチームにより

取組を進めており、一定の成果が上がる中で、職員との意見交換の場などにおいて、お話にもありましたし、私自身も大切と思っています職場内でのコミュニケーションが取りやすくなったという声や、より効率的な働き方を考えるなど職場の雰囲気が変わってきた、こういったような声もいただいております。こうした中で、かえるプロジェクトの自分事化であったり、変えようとする意識が生まれてきているものと感じているところでございます。

また、先月実施したプロジェクトの進捗会議におきましても、当初から参加いただいている外部の組織風土改革推進アドバイザーから、プロジェクトに参加している職員の意識は確実に変わってきているとのコメントを頂戴しております。

一方で、かえるプロジェクトについて、まだまだ職員全てに浸透し切れていないということもございます。お話にもありましたけれども、明るく元気で活躍いただくことが基本だというふうに思っております。そういった意味でも、職員がどう変化を感じているかなど、実態をしっかりと把握することが重要と考え、今後、職員への調査を行うとともに、結果を共有しながら改善につなげるなど、機動的かつ効果的に取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）以前も申し上げましたが、まずは知事の率先垂範、笑顔でたくさんの職員を褒めていただければと思います。演じてでもやっていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

酒井茂議員。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）伊那市選出、酒井茂でございます。地方行政にとりまして最も重要なものの一つは、教育であります。そこで、今回、私は教育問題一本に絞って質問をさせていただきます。

自治体に教育委員会が置かれましたのは昭和23年のことではありますが、ここでの狙いというのは、教育分野におきまして地方自治を実現するというものであります。しかし、現状は、

教育委員会は文部科学省の言いなりであるとの指摘を受ける、そんな状況にあるわけであり
ます。4月に着任されました武田教育長には、教育委員会の改革のために活躍されることを期待
するものでございます。

阿部知事は、教育委員会の業務執行におきまして疑問を抱くことがあり、そうした場合に、
教育委員会不要論を唱えることがあるというふうにお聞きしております。

そこで、知事にお聞きしたいと思います。

これまでの県教育委員会の業務執行に関して、知事は総体的にどのように評価をしておられ
るでしょうか。また、県教育委員会や学校は変わるべき旨の発言をされておりますが、何が問
題で、どう変わるべきと考えておられるのでしょうか。さらに、武田教育長のどのような面を
評価し、教育長に何を期待しておられるのか、伺います。

次に、教育長に以下2点についてお聞きいたします。

長野県のあるべき教育の姿をどう捉え、これまでの経験を生かしてどのような姿勢で教育行
政に臨むのか、その意気込みを伺います。

二つ目に、教育長は、就任の記者会見で、学校は変わらなければならないと発言されてお
りますが、これまでの長野県の学校教育をどう評価し、課題をどう捉え、課題解決に向けてどう
対応していくのか、伺います。

次に、学校教育の課題のうち不登校対策についてであります。

県内の不登校児童生徒数は年々増加傾向にあり、昨年度は過去最多となりました。学校教育
においては大変大きな課題であります。

私の地元の伊那市では、最近4年間の傾向を見ますと、不登校の小学生は2.8倍へ、中学生
は2.2倍へと増えておりまして、まさに激増している状況であります。

文科省は、不登校の要因に関して学校側と子供側の両者に調査を行い、その結果が今年3月
に公表されたところであります。文科省では、これまで毎年度学校のみを対象とした調査を実
施してはきましたが、実態が見えづらいとの反省に立ちまして、今回の調査は子供側と学校側
の両方に不登校の理由を聞いたものであります。

調査で明らかになったことは、不登校の要因について子供と学校の認識に大きな差があるこ
とであります。例えば、不登校の要因について「いじめ」とする回答では、子供側と学校側と
では6.5倍の開きがあり、「教職員への反抗・反発」とする回答では10.3倍の開きがあるなど、
双方の認識に差があります。要因が学校側にあると思われる項目ほど学校側では要因としては
認識していない傾向にありまして、注目する必要があると考えます。両者に認識の差があれば、
学校による不登校への早期の対応や適切な対応が取れなくなることが懸念されるわけでありま
す。

不登校は、誰にでも起こり得ることでありまして、問題のある子供と決めつけるのは危険であります。私は、不登校の子供を学校に適応させるという考え方から、学校現場や教育を子供に合わせるように変えていく必要があると考えるものであります。

そこで、以下2点、教育長にお聞きいたします。

一つ目。文科省が公表しました不登校の要因分析に関する調査研究によりますと、不登校の要因について子供と学校双方の認識に大きな差があることが分かりましたが、この認識の差について県内の状況も踏まえてどのように捉えておられるでしょうか。

調査結果を見ますと、不登校に関して学校側の認識に甘さがあるのではないかと推測できますし、不登校への対応について学校側が考え直すべき面があり、学校が変わらなければならないと考えるわけであります。

また、県内における不登校への対応について、現状と課題をどう捉え、今後どう対応していきますでしょうか。

二つ目。学校に行きたくても行くことのできない児童生徒に学びを保障することも大変重要でありまして、不登校児童生徒への支援として、学校以外の場における学習や多様な学びの場の確保を進める必要があると考えますが、今後どう対応していかれるでしょうか。

次に、高校教育についてであります。

高校再編に関する伊那新校の開校時期や校舎の建設スケジュールが、9月24日に開催されました再編実施計画懇話会で示されました。今回示されたスケジュールは、今年3月に示されたものとは大きく異なっております。今年3月に示された内容については、懇話会の出席者や地域の理解が得られませんでした。これを受けて、5月には、上伊那広域連合や経済界などからスケジュールや工期等を見直すよう知事と教育長に要望書が提出されたところでありまして。

そもそも、新校の開校に向けては、新校ごとに懇話会を設置し、懇話会における意見を踏まえて県教委が必要な検討事項を検討することとしていたところでありまして。しかし、伊那新校の懇話会では、教育委員会は、委員や地域の意見を聞くという姿勢ではなく、一応意見は聞きましたというアリバイづくりに終始したように私は感じております。

また、昨年度までの県教委の対応を見ますと、主役である高校生や中学生の視点が重要であるにもかかわらず、その視点が不足していたと考えます。こうした姿勢では、地域の理解を得ることはできず、信頼関係を築くことはできないと考えます。また、他の新校に係る再編の議論においても同様の状況になるであろうと推測するわけでありまして。

一方、今年度における教育委員会の議論の進め方を見ていますと、昨年度までとは大きく異なり、地域や学校、生徒や保護者等の声を聞くという姿勢が見てとれます。今年度からは、教育長をはじめ職員の高校再編に関する姿勢が明確に変わったと感じます。伊那新校に係る懇話

会の進め方などについて、これまでの対応を大いに反省し、今年度は他の新校に係る議論の進め方に生かすべきと考えます。

そこで、教育長にお聞きいたします。

県教育委員会が再編実施計画懇話会で示した伊那新校の開校や工事等に関するスケジュール等については、地元からの異論により再検討を余儀なくされたところであります。本懇話会の目的及び位置づけを改めて伺うとともに、懇話会において出された意見や要望をどのように新校に反映していくのか、伺います。

また、懇話会の検討状況を随時地域へ丁寧の説明するよう努めることとしておりますが、これまでの状況を見ますと、説明が不十分であります。今後どのように地域の理解を得ながら再編に関する手続を進めていきますか。

次に、以下2点、知事にお聞きいたします。

一つ目。知事は、会議等の場におきまして、とがった人材の育成、個性を伸ばす教育をしっかり行うべき。あるいは、既存の高校の在り方を乗り越えなければ、子供たちが楽しい、行きたいという学校にはならないと発言されております。新校の目指す学校像は、従来からの延長線上のものではなく、生徒が行きたいと思えるようなものであるべきと考えますが、知事として高校再編における新校の特色化や魅力づくりについてどう考えておられるのか、伺います。

二つ目。人口減少の抑制、若者の定住促進には医療環境の整備が不可欠であります。県内の医師数は地域偏在が大きく、各地域における必要な医師数の確保が求められているところであります。県内高校生の近年の医学部進学者数は、最も多かった年度と比較して8割程度と大きく減少しておりますが、医学部進学者数を増やすために今後どう対応していかれますか。

また、上伊那では、県内でも特に医師数の少ない地域であることから、伊那新校における医学部進学コースの設置を地元が要望しておりますが、具体的にどのように対応するのか、伺います。

以上で学校教育の課題についての質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には教育に関連して3点御質問を頂戴いたしました。

まず、教育委員会をどう評価しているのか。また、教育委員会や学校の何が問題で、どう変わるべきと考えているのか。そして、武田教育長のどのような面を評価し、期待しているのかという御質問であります。

まず、教育委員会におかれましては、県立高校の特色化に関する方針の策定や、一人ひとりに合った学び実践校の設置に向けた検討等、本県の教育の課題に対して新しい視点を持って前向きに取り組んでもらっていることに感謝し、評価をしているところでございます。酒井議員

の御質問にもあったように、新しい教育をつくり出そうという思いが教育委員会の中になかなか広がってきているというふうに思っております。

教育委員会や学校の何が問題かという点ではありますが、私はいろいろなところでやや過激な発言をさせていただいております。文部科学省も、また、県教育委員会、市町村教育委員会、学校現場の皆さんも、みんな一生懸命誠実に仕事をされていると思います。

ただ、私が問題だと思うのは、システムが制度疲労を起こしているのではないかとということでもあります。先ほども御紹介いただいたように、教育委員会制度は、非常に長い間この仕組みが続いているわけでありましてけれども、私は、行政委員会としての限界があるのではないかとこのように思っております。

例えば、公安委員会のような組織は、もちろん一部ほかの分野との政策連携が必要な部分がありますが、どちらかというところと独立性が非常に強く求められる分野を担っていただいているというふうに思っています。

その一方で、教育という分野は、まさに教育単独だけではもはや成り立たない。産業振興や様々な分野の人材育成、あるいは地域の振興活性化、まちづくり、こうしたことと密接に関係しているわけでありまして、執行機関としては、教育委員会と、知事や市町村などの地方公共団体では、明確に責任と権限が分担されているところであります。

これは、大きな変革を伴わない、また、教育だけの視点で教育行政を進めればよい時代はそれでよかったと思いますけれども、もはや教育の分野だけで教育の在り方を論じるということとは不可能な時代ではないか。そういうことを考えると、システムとしての教育委員会制度の在り方を国レベルでいま一度しっかり考え直さなければいけない時期に来たのではないかとこのように思います。

それからもう一点、先ほど酒井議員の御質問にもありましたが、文部科学省、国との関係について、私たち知事や市町村長は、住民の皆様方から直接負託を受けている立場でありますので、国に対しても比較的強く物を申し上げることができるというふうに思っております。これは、県民の皆様方、住民の皆様方の御支持があればこそだと思っておりますけれども、行政委員会だとなかなかそうした行動をすることは難しいと思います。こうしたことが積み重なると、どうしても上意下達的な行政になりがちだという側面もあろうかというふうに思います。

教育の在り方は、まさに学校現場が中心、子供たち中心に考えられるべきもので、それを地域の皆さんがしっかりサポートしていく。私は、地方自治の中でも、特に学校の自治はしっかり尊重されなければいけないというふうに思っています。学校につきましても、画一、一斉型の教育ではなく、学校の先生方が本当にやりたいことにチャレンジできる。そして、子供たちが学びたいこと、実現したいことを自ら進んで行いたくなるような環境をつくっていく。こう

したことが求められていると思います。

これは、学校現場から遠いところで構想をつくって、これをやりなさいとか、これをやるのが望ましいなどと言われるのではなく、目の前にいる子供たちが一体何をしたいと思っているのか、この地域の中に存在している学校がどういう教育を行っていくべきなのか、まさに学校現場の先生方を中心に考えてもらうということが大変重要だと思います。こういう分権的、自治的な視点で長野県の教育改革を進めていくことを教育委員会には強く期待しておりますし、私もそうした取組をサポートしていきたいと思っております。

武田教育長につきましては、長年教育に携わってこられました。子供たちとも接していただき、何よりも学校現場の先生方の信頼が厚い方だと思っております。また、伊那小学校での実績をはじめとして、様々な改革マインドをお持ちの方でございます。そうした観点で、まさにこれからの新しい教育を、武田教育長の下、教育委員会全体で協力して進めていってほしいというふうに思っております。

信州学び円卓会議からのメッセージを受けて、武田教育長と私は一緒に学びの「新しい当たり前」を創ろうというメッセージを発出させていただいております。信州教育のよい部分はしっかりと残しながらも、県民の皆様方と共に新しい時代に適合した学びの県づくりを進めていきたいと考えております。

それから、2点目の高校教育であります。高校再編における新校の特色化や魅力づくりについてという御質問でございます。

これについては、特色ある県立高校づくり懇談会で御議論いただき、私もオブザーバーとして参加してきました。この9月に、教育委員会に県立高校の特色化に関する方針を取りまとめたところでございます。この中では、「様々な選択肢から、自分の進路に向かって学びたいことをとことん学べます」「社会に求められる技術・能力が身につきます」「長野県のリソースを使った地域での学びができます」「一人ひとりの個性や多様性が尊重されます」、こうした四つの視点を基に各校の特色化を進めていくことになっております。生徒の皆さんの多様なニーズに応えられるようにしていこうという思いだと考えております。

高校再編につきましては、単に再編統合という議論だけではなく、こうした特色ある高校づくりを進めていくということが大変重要だというふうに思っております。今回取りまとめた人口戦略骨子案におきましても、「世界に通じる新しい学びを共につくる」という視点を柱として入れ込ませていただいております。

特に、高等学校の在り方は、人材の育成という観点のみならず、Uターンの促進も含む人材の確保や、教育移住・定住の促進にもつながるものであります。さらには、伊那市をはじめとする地域のように、学校を核としたまちづくりを進めていこうという思いの皆様方もいらっ

しゃいます。まさに地域の活性化にもつながるものだというふうに考えております。こうした幅広い視点から高等学校の在り方をしっかり考えて、教育委員会と共に高校の特色化、魅力づくりに取り組んでいきたいと考えております。

3点目、最後でありますけれども、医学部進学者数を増やすための対応についてという御質問でございます。

県内から医学部への進学実績は、平成23年、24年には120名を超えておりましたが、近年は110名前後で推移しております。全国の医学部定員は増員されてきているということを考えれば、相対的に入学者数が減っているのではないかというふうに受け止めております。

地域における医療・福祉を充実させるためには、この医師確保は非常に重要なテーマだというふうに考えておりますし、医師になるためにはどうしても医学部に行かなければ医師資格を取れませんので、御指摘のとおり医学部の進学者を増やすということは大変重要だというふうに思っております。

こうした観点で、県としてもいろいろな取組を進めてまいりました。例えば、信州大学と、今日から名称が東京科学大学と変わりました東京医科歯科大学には、医学部の地域枠を設けさせていただいております。信州大学は令和5年から7名、東京医科歯科大学は令和4年から3名、それぞれ枠を増員させていただき、現在はこの地域枠が合計で27名という状況になっております。

また、学納金を理由として医学部の受験を断念しないように、医学生の修学資金の内定時期を前倒しさせていただいたところでもあります。また、高校生向けの医師の仕事に関するセミナー等も開催してきております。

今後とも、こうした取組を通じて、医師を志す意欲ある高校生の支援を行っていききたいというふうに思いますし、また、大学医学部の地域枠についても、これは相手方がある話でありますので、簡単にはいと言うわけにはいきませんが、できるだけ交渉を行って地域枠のさらなる拡大を行っていききたいというふうに思っております。

また、伊那新校における医学部進学コースの設置検討という御質問であります。上伊那地域からは、昨年4月に、伊那新校に医師を目指す生徒にも対応できるような教育課程について検討するよう要望をいただいているところであります。

伊那新校における新しい学びのイメージにつきましては、生徒の進路に合わせて履修する科目が選択できる単位制の導入や、進路希望に対応できるコース制の導入等が現在検討されているというふうに聞いております。

今回公表いたしました県立高校の特色化に関する方針にも記載されております医学部進学を含む難関理系コースの設置の検討や、生徒の進学意欲を高めるための医療系大学との定期的な

授業連携、こうしたことの検討を含めて、医学部進学を希望される生徒の皆さんにも対応した学びができるよう、地域の関係者の皆さん等とも意見交換をしながら、教育委員会と一緒に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私に幾つか質問をいただきましたので、順次お答えしてまいります。

まず、教育行政に臨む意気込みについてでございます。

教育の目的は、人格の完成を目指すことであり、そのためには、教師と子供の人格的触れ合いが重要であると私は考えております。子供に一番近いところに自由と権限が与えられることによって、そのことはなし得るのではないかと思います。

長野県のあるべき教育の姿は、教育現場の教師たちが、教育という責任は重いけれども、教師であることの自信とプライドを持って、常に子供を第一に考え、理想の教育を求め、教育に取り組むことでございます。そのためには、県内の一つ一つの教育現場がより主体的に子供のための教育に専心できるような教育環境をつくることが重要だと思い、そのことに向かって県教育委員会で取り組んでまいりたいと考えております。

2点目に、長野県の学校教育の評価や課題解決に向けた対応についてでございます。

長野県は、明治期以来、教育県と言われ、その教育実践は信州教育と呼ばれ、全国的にも注目されてまいりました。信州教育は、子供を中心として、子供の個性を尊重し、人格を陶冶する様々な挑戦的な実践が行われ、成果を上げてまいりました。それらは、信州教育という伝統になりました。

一方、近年、この伝統を守るために、変えることをちゅうちょし、新しいことを敬遠する傾向があったこともまた事実でございます。伝統は、改革の連続の中にあると私は考えております。長野県の教育課題は、変えることをためらっていることにあると思います。そして、変える主体はやはり学校現場であると認識しております。県教育委員会といたしましては、学校現場を支え、変えようとする取組を支援していくことが重要であると考えているところでございます。

次に、不登校の要因における認識の差の捉えについてでございます。

議員御指摘の文部科学省が実施した調査では、不登校のきっかけ、要因として、いじめ被害や教職員との関係等について、教師と児童生徒の回答割合に違いが見られました。県内でもほぼ同様の傾向にございます。

不登校は、学校生活や家庭環境等、様々な要因が複雑に重なり合って生じることから、調査対象によって異なる結果になることもあると捉えますが、重要なことは、子供の視点から支援

をしていくことであると認識しております。

不登校対応の現状と課題、今後の対応についての御質問でございます。

不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、近年では、特に小学校の不登校児童数が増加傾向にございます。今後は、さらなる教育相談体制の充実により、いじめの予防や早期発見等、適切な対応をし、困難を抱える家庭への支援等にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、教育委員会では、子供中心の、全ての子供が自己実現できる学校づくりを市町村教育委員会と協力して進めてまいります。子供たちが明日も学校に行きたくなるような楽しい学校づくりを進めることが最大の不登校対策であると考え、取組を進めてまいります。

次に、多様な学びの場の確保における今後の対応についてでございます。

県内の教育支援センターの設置状況は、令和5年度末時点で48市町村に78教室であり、不登校の児童生徒が通いやすい時間帯や場所を考慮しての開所や、学校とフリースクールとの連携支援、自宅にいる児童生徒のオンラインでの相談支援など、学校外における多様な学びの場として重要な役割を担っております。

また、県教育委員会では、本年度、多様な学び支援コーディネーターを5市町村に配置し、教育支援センターの新設・常設や、地域の連携の促進、民間団体との連携、メタバースを含むICTを活用したアウトリーチ支援など、教育支援センターを中核とした多様な学びの場の拡充を支援しているところでございます。

さらに、既存の学校とは別に、学びの多様化学校や夜間中学の設置、また、それらの機能を併せ持つ信州オープンダスクールの設置を検討している市町村への支援や、信州型フリースクール認証制度を活用したフリースクールと学校との連携の支援も行うなど、不登校児童生徒の社会的自立を目指した多様な学びの場の充実に取り組んでいるところであり、今後さらに充実していくように努めてまいります。

次に、新校再編実施計画懇話会の目的及び位置づけ等についてでございます。

懇話会は、新校における再編実施計画を策定するに当たり、学校像や教育方針、教育内容、校地活用等について学校関係者や地域の代表者等から成る構成員に意見を聞くために開催する会議でございます。

懇話会で出された意見や要望等については、必要性等を検討し、県教委が策定する新校の再編実施計画に反映させているところでございます。今年3月の伊那新校懇話会では、地域の皆様に対する事前の情報共有の不足により、理解が十分に深まっていない状況で、令和10年度、新校開校から2年後の新校舎の供給開始という校舎整備スケジュール案を提示したことで地域に大きな不安を広げることとなり、大変申し訳なく思っているところでございます。

これを踏まえ、県教委の考え方や懇話会で出された意見や要望に対する検討状況について、

これまでも地元の広報紙に掲載してもらうなど広報に努めてまいりましたが、今後、より一層、学校関係者や地域の代表者等と随時進捗状況の情報共有を図ることなど、地域の皆様との合意を大切にしながら、共に再編を進めていけるよう努めていく所存でございます。

以上でございます。

[41番酒井茂君登壇]

○41番（酒井茂君）知事からは、教育委員会の制度上の課題なども含めてお話しいただきましたが、やはり知事のおっしゃるとおりかなというふうに納得したわけであります。

それから、教育長には、現状、考え方についてしっかりと御説明いただき、教育長の意気込みが十分に伝わってまいりましたので、今のお話のとおりしっかりと対応していただきたいと思えます。

劇的に少子化が進んでいる中で、再編の対象外の高校がある地域におきましては、今の高校が将来どうなってしまうのかということで大変心配されている状況であります。そこで、次の時代を見据えた高校の在り方検討を早期に開始するよう要望いたしまして、次の女性から選ばれる県づくりについて質問をいたします。

人口減少・少子化への対応策として、若い女性の県外への流出を防がなければならない状況であります。そのために、女性にとって住みやすい地域づくりを行う必要があるわけでありませぬ。また、女性が住み続けたくないとする要因を的確に分析し、これを解消していかなければなりません。

私は、男女の固定的役割分担意識、女性差別意識を解消し、地域や家庭、社会に残る旧来からの慣習を改善するための対策を講じることが重要と考え、これまで一般質問で取り上げてまいりました。その中で、効果的な施策として、日本一の長野県の公民館活動を活用することを提案してまいりました。

一般質問におきます伊藤、原山、内堀の3人の教育長の答弁は、私の提案を受けまして施策を推進するというものでありましたが、現状におきましては、積極的な取組はほとんど見えておりませぬ。市町村へも何も伝わっておりませぬ。

先日、ラジオを聞いておりましたら、若い女性が、故郷を出て都会に暮らす理由を述べておりました。彼女は、母親の日常の姿を見ていますと、固定的役割分担意識や女性差別意識を受け入れてしまっている。ここに暮らし続けたら自分も母親と同じようになってしまう。女性にとって生きづらい地域に暮らすのは嫌だと述べておりました。

私は、これこそ核心を突く言葉ではないかと思ったのであります。私は、若い女性の親や祖父母の時代、つまり、中高年者の意識が変わらない限り、旧来からの慣習や意識を変えることはできないと考えるものであります。慣習や意識を変えることは大変難しいことではあります

が、県民が公民館活動の中で地道に学んでいくことが最も効果的であると考えます。

こうした中で、9月20日に県部局長会議で示されました人口減少対策を進めるための戦略骨子案の中には、オール信州で取り組むことの1項目といたしまして「性別による固定的役割分担意識をみんなでなくそう」と記述されておりました。評価をしたいと思います。

兵庫県豊岡市では、女性に選ばれるまちづくりを目指して官民一体になって活動を展開しており、一定の成果を上げているところであります。大いに参考にすべきと考えます。

そこで、7月に上伊那で開催されました人口減少対策に関する意見交換会に出席し、若い世代の皆さんと意見交換をされました副知事にお聞きいたします。

若い女性の県外流出が顕著な中で、女性から選ばれる県づくりを進めることが重要であります。男女の固定的役割分担意識等を解消し、地域に残る旧来の慣習を改善するための対策を積極的に進めるべきと考えますが、県の現状の対策をどう認識し、課題をどう捉え、今後どう対応していくのか、伺います。

次に、教育長にお聞きいたします。

固定的役割分担意識等の解消のために県内の公民館活動を活用するよう議会で提案してまいりましたが、教育委員会では、これまで、具体的にどのような取組を行い、それによって地域や県民の意識がどのように変化したのでしょうか。私は、現時点では何も変わっていないと感じており、例えば、長野県教育振興基本計画に具体的な施策を掲げるとともに、目標を掲げて、毎年度執行状況を点検評価するなどして、地域住民が学び合いながら意識改革を着実に進めていくことを提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、地方行政の自立性の確保についての質問であります。

2020年2月28日に、新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業に関する通知が長野県教育長から市町村教育長に発出されたところであります。これは、同日、文科省から全国一斉休業に関する通知が発出されたことを受けて対応したものであります。

そして、県教委の通知は、県立学校が臨時休業を実施することを例に挙げて、市町村立学校においては県立学校の方針を参考にしてくださいというものであります。国からの一斉休業の通知は法的な根拠を持つものではないことから、強制力はありませんが、実質的には県が市町村に対して休業を要請するものであったと考えるところであります。

私は、明確な科学的な根拠もない中、また、地方自治権を尊重する観点からも、国から一斉休業の要請をすべきではなかったと考えます。また、文科省からの通知を受けた県教委は、各市町村には独自に判断するよう求めるべきであったと考えるものであります。

県教委からの通知を受けても、感染者がいないなどの理由で休業しなかった自治体が県内に

もありました。他市町村と同じ対応をするほうが楽ではありますが、その自治体が自ら考え、自ら判断したことは、評価すべきであると考えます。

全国的には、コロナの感染者がない岩手県などに対しても休業の要請が行われたこと、学校現場や家庭等に混乱を招いたこと、子供への影響が大きかったことなど様々な影響があったことから、全国的に批判の声もありました。

本来、休校を決める権限は、学校保健安全法では、学校の設置者であり、国ではありません。一方、今年6月には地方自治法が改正され、従来は国と地方の関係は対等としていた法体系を改正し、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、特に必要があるときは、国は地方公共団体に対して必要な指示をすることができることとされたところでもあります。平成12年の地方分権一括法によりまして、国と地方は対等とする関係になり、国の地方への関与は必要最小限にとどめられておりましたが、今回、特例を制度化したものであります。

今回の法改正については、制度の適正運用を求める意見書が全国各地の議会で議決されたところでもあります。長野県議会におきましても、6月28日に国の地方公共団体に対する指示権の慎重かつ適切な行使を求める意見書案が議決されたところでもあります。

そこで、知事にお聞きいたします。

改正された地方自治法に基づく国の指示は最小限にとどめるべきであり、指示を出すに当たっては、地方公共団体と十分に事前協議を行うよう、引き続き知事会として要請していただくことを提案いたしますが、いかがでしょうか。

また、国からの指示が間違っていると知事が判断した場合には県として従うべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

次に、教育長にお聞きいたします。

今後、新型コロナウイルス等の感染症対策として、全国一斉の臨時休業の要請があった際、県教育委員会としては、教育行政の自律性の確保の観点からも、市町村教育委員会には独自の判断を求めるべきであり、県下一律の対応を取るよう指示すべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

以上で4項目めの質問といたします。

〔副知事関昇一郎君登壇〕

○副知事（関昇一郎君）女性から選ばれる県づくりに向けて、男女の固定的役割分担意識等を解消するための対策と課題についての対応についてお尋ねをいただきました。

県では、これまで、人口戦略の策定に向けた意見交換を積極的に重ねてまいりまして、私も各地に出席させていただきました。7月には、議員をはじめ上伊那地域の議員の皆さんにもお集まりをいただき、女性・若者との意見交換に参加させていただいたところでもあります。その

際には、参加者の皆様から、多様な考え方が受け入れられ、住みたいと感じる地域や、若者が集い、女性の働く場所があり、活躍できる地域が理想といった切実な声をお聞きいたしました。性別による固定的役割分担意識の解消が、女性・若者から選ばれる県づくりを進める上で不可欠な視点であると改めて強く認識したところであります。

このほか、県下各地域で意見交換を行いました。男性、女性という性別イメージで仕事や生活の役割が決まっていて、個人の希望を実現できないといった御意見も頂戴したところであります。

県では、これまで、アンコンシャスバイアス、無意識の思い込み、こうしたことに関する講座などの意識啓発や、女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会などを通じた企業や自治体のリーダーの意識改革、行動変容や、男性の育児休業取得促進による柔軟な働き方の普及などの取組を進めてまいりましたが、正直なところ、現状ではまだまだその解消には至っていないものと認識しております。

人口戦略（仮称）骨子案では、価値観の転換を図り、性別による固定的役割分担意識を解消するとしておりますけれども、これは、県の取組だけで実現することは難しいものと考えております。職場や地域コミュニティでの、そして家庭での抜本的な意識変革が必要であると考えております。

議員からもお話がありましたように、公民館数が日本一である長野県においては、そうした地域に入り込んだ取組が必要だと思っております。経済界や市町村等をはじめ、県民一体となった継続的な取組が必要だと考えております。

このため、今後、人口減少対策を進めるための県民会議を立ち上げ、県はもとより、オール信州で具体的な取組を展開し、女性・若者から選ばれる県づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）男女の固定的役割分担意識等を解消するための方法としての公民館活動についてのお尋ねでございます。

地域づくりの拠点である公民館活動での学びは、同じ地域に暮らす住民同士が多様な考えを持ち寄り、お互いに議論し合いながら気づきを得るものであると考えております。こうした学びは、固定的役割分担意識等を解消し、多様な属性の人々が活躍できる地域づくりのために有効であると認識いたしております。

県教育委員会では、公民館活動を支援するため、生涯学習推進センターの公民館支援専門員が市町村の公民館等に出向き実施している公民館・社会教育講座で、女性活躍推進をテーマと

して取り上げているほか、県公民館運営協議会と連携し、市町村の公民館関係者を対象に、男女共同参画について学ぶ研修会を実施しているところでございます。

また、去る9月20日に駒ヶ根市で開催された第72回長野県公民館大会において、私も参加させていただき、公民館活動の功労をたたえとともに、さらなる活動の推進を呼びかけたところでございます。

地域や県民の意識を変えていくためには、県民に身近な公民館活動への支援を粘り強く実施していくことが必要というふうに考えております。今後も、公民館数が全国一を誇る本県の公民館活動を財産と捉え、その活動を支援することで、固定的役割分担意識などの解消や持続可能で活力ある地域社会の形成につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、感染症対策として全国一律の臨時休校の要請があった場合の対応についてのお尋ねでございます。

令和2年2月28日付の国の通知を受け、県教育委員会では、学校保健安全法第20条の規定を踏まえつつ、世の中の状況や、その後の感染拡大のおそれなどに留意しながら県立学校の臨時休校を決定するとともに、市町村教育委員会に対しましては、学校の設置者として主体的に判断していただくため、県の対応方針を参考例として示し、通知したところでございます。

議員御指摘のとおり、学校保健安全法の規定により、感染症に係る学校の臨時休校を行う権限は学校設置者にございます。県教育委員会といたしましては、今後も法にのっとり対応し、市町村教育委員会の独自性を尊重してまいる所存でございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には改正自治法に基づく国の指示について御質問をいただきました。

まず、指示を出すに当たって地方公共団体と十分事前協議を行うよう引き続き知事会として要請していくことを提案するがいかがかという御質問であります。このことについては、これまで、全国知事会として再三政府等に要請を行ってきたところであります。それを受けて、国会においては、全国知事会の提案内容を踏まえて議論がされたというふうに認識しております。その結果、衆参両院の総務委員会において附帯決議がなされております。

かなり多岐にわたる附帯決議になっておりますが、主なものを申し上げます。事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うこと。指示の内容は、目的を達成するために必要最小限のものとする。地方公共団体等の関係者の意見を聴いた上で十分な事後検証を行うことなど、私どもの要請に沿った附帯決議を国会において行っていただいたものというふうに考えております。

政府においては、当然、国権の最高機関であります国会の附帯決議を踏まえて対応されるも

のというふうを受け止めておりますので、改めて同様の趣旨の要請を行う必要はないのではないかとこのように思っております。

また、間違っていると私が判断した場合、国の指示に従うべきではないと考えるがいかがかという御質問でございます。

私も、直接県民の皆様方から負託を受け、知事の職を担わせていただいております。当然、直接的に県民の皆様方に責任を負う立場でもあります。今申し上げたように、この国会の附帯決議を踏まえて政府が対応すれば、必要な調整を私どもと十分に行っていただくという形になりますので、そうしたケースは生じないものというふうには思いますが、仮に、明らかに現場の実態と合わない、かつ県民の皆様方の生命を逆に脅かすような指示が行われた場合には、これは当然従わないこともあるというふうに考えております。

以上です。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）それぞれ明快な御答弁をいただいたところであります。

しかし、改善すべき旧来からの意識、慣習というのは、先ほど教育長から答弁がありましたように、地域でしっかり取り組んでいく必要がある。現場に近いところでみんなが学んでいくということですので、やはり公民館活動というのは一つの重要な手段ではないかなというふうに考えるところでございます。

そして、公民館活動もさることながら、女性を大切にしていくという思想、男女共同参画社会を実現していくということについて、様々なことをやらなければならない。教育委員会としても連携しなければならないわけですが、これまで、3人の教育長に答弁をいただき、今日、武田教育長に御答弁いただきましたが、実態としては、なかなか男女共同参画担当と生涯学習との連携というのはやはり弱いなというふうを感じるわけであります。

そこで、私は知事に提案したいと思っております。

県が性別による固定的役割分担意識をなくすという大きな目標を実現するためには、先ほど知事から行政委員会としての限界があるという答弁をいただきましたけれども、そういうことであるとすれば、一つのやり方として、生涯学習課を知事部局に移すということも御検討されたいかがかというふうに提案するわけであります。

知事は、かつての対談の中で、教育県から学習県へ転換すべきと発言されておりますが、私はこの考えに大賛成であります。生涯にわたり学ぶことを生涯学習というふうに言っておるわけですが、まさに生涯学習により皆が学び、そして地域をよりよくしていくことが重要と考えるわけであります。

教育県から学習県へと転換するために、県として様々な施策を積極的に推進することを要望

いたしまして、以上で全ての質問といたします。

○副議長（続木幹夫君）次に、荒井武志議員。

〔34番荒井武志君登壇〕

○34番（荒井武志君）皆さん、こんにちは。初めに、県史の編さんについて伺います。

文化財行政は、今年度、教育委員会から県民文化部に移管され、新たな文化振興課がその業務を担い、推進に当たられています。県史の編さんについても取り組まれていると承知しています。

県史編さんの意義は、県の歴史の歩み、社会や県民生活の変遷を後世に伝承すること。県民が歴史に学び、郷土愛・一体感・誇りを育み未来を考えること。歴史資料の散逸・滅失を防ぎ現在・未来の県民利用に供すること。歴史研究を担う地域人材の育成などでありまして、全38巻70冊、原始・古代から1945年終戦までの近代史が、1992年（平成4年）までに刊行されています。

未刊行の戦後現代史を中心に、新たな長野県史編さんについて、ようやくではありますが、具体的な検討を行うため、昨年度、教育委員会所管の中、新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会が発足し、2回開催されました。2回目の懇談会では、今後の進め方が示され、令和6年1月頃新たな長野県史編さん大綱（素々案）を事前に提示し、3月に第3回懇談会を、6月、8月にはそれぞれ第4回、第5回目の懇談会を開催し、9月には新たな長野県史編さん大綱を策定していくとのことであったようですが、現在に至るまで、大綱の提示を含め、有識者懇談会が開催されていない現状にあります。

新たな長野県史編さんに必要な要領等（イメージ）によれば、令和6年度に新たな長野県史編さん大綱を策定し、令和7年度には新たな長野県史編さん準備委員会（仮）を立ち上げ、新たな長野県史編さん実施計画（仮）を検討・策定し、令和8年度以降策定される実施計画に基づき、新たに長野県史編さん実施要領（仮）を定めるとともに、新たな長野県史編さん委員会（仮）及び新たな長野県史編集委員会（仮）等を立ち上げ、実行段階に入っていくとのことです。

そこで、以下、県民文化部長にお伺いします。

昨年度、新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会が2回開催され、2回目では、県史の編さんに係る今後の進め方が示されました。しかし、以降、現在に至るまで、編さん大綱（素々案）の提示を含め、有識者懇談会が開催されていません。何が課題で取組が遅れたのかを含め、今年4月以降の取組状況と今後のスケジュールなどについて伺います。

二つに、新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会開催要項では、会議の開催期間は令和7年3月31日までとなっていますが、来年4月以降の県史編さんに向けた方向性はどのようなか、

伺います。

三つに、県立歴史館は、歴史資料調査・収集を編さん大綱策定に並行して行うとされていますが、取組状況はどのようなか、伺います。

次に、県立歴史館の活用推進についてであります。

県立歴史館は、1994年に開館し、今年の11月3日で30周年を迎えます。また、この4月には、所管が教育委員会から県民文化部に移管されました。

歴史館は、この間、長野県の歴史文化の拠点として、考古資料、古文書や行政文書類の文献資料、その他の歴史資料を収集、整理、保存、調査研究し、展示や閲覧等によって県民に公開、情報提供しながら、県民の文化財に対する理解の促進や歴史学習を支援することを通じて、県民の教養と文化振興の向上を図ってこられたこと。とりわけ、年に3回ないし4回開催している企画展には、学芸員さんが精魂込めて取り組んでこられたことも承知しているところであります。

この30年を経過する中で、歴史館が地元千曲市に設置されていることもあり、何回も足を運ばせていただき、施設の老朽化への対応や収蔵スペースの不足問題、関係書画等の購入への対応、入館者増大への取組、子供たちへの配慮、喫茶・休憩スペースのありよう等々、課題は多岐多岐であることもお聞きしたり、認識もしているところであります。施設の長寿命化への対応を含め、子供たちにも一層愛され、親しんでもらえるようリニューアルも重要かつ必要性が高いものと感じているところであります。

そこで、県民文化部長に2点伺います。

一つに、県立歴史館は開館30周年を迎えましたが、今年4月には所管が教育委員会から県民文化部に移管されました。これまでの30年間の取組状況がしっかり引き継がれているものと推察するところですが、受け継いだ成果や課題はどのようなか、伺います。

二つに、これまでの成果や課題を踏まえ、歴史館の今後の目指すべき方向性はいかがか、伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） ただいま、県史の編さんにつきまして3点、それから歴史館につきまして2点の御質問を頂戴いたしております。順次お答え申し上げます。

最初に、県史編さんに関する有識者懇談会の遅れと今後のスケジュールについてでございます。

今年4月の組織改正によりまして、県史の編さんに関わります業務が、教育委員会から当部、県民文化部へ移管されました。昨年度の有識者懇談会の開催状況、そして、第2回の懇談会で示されました今後の進め方につきましてはきちんと引き継ぎを受けて共有しているところでござ

ございます。

しかしながら、新たな組織・人員体制の下で作業を進めていく中で、当面の県史編さん大綱の策定のみではなく、その先の円滑な編さん着手を見据えながら準備作業や体制整備を進める必要性を新たに認識いたしましたことから、改めて近年県史の編さんを行っている他県の編さん体制等の調査を実施したところでございます。

また、これまでに刊行されました県史には記載のない戦後現代史につきましては、様々な資料や多様な価値観がある中、県史編さんの方針を示す編さん大綱の作成段階から実際の編さん作業を念頭に置くことが必要と考えておりまして、専門家のアドバイス等もいただきながら検討を進めてまいりました。そのため、当初のスケジュールより時間を要しておるところでございます。

これまでの検討を経まして、県史編さん大綱の素案をお示しできる状況となりましたため、10月9日に第3回の有識者懇談会を開催する予定としております。その後、有識者懇談会の御意見等を踏まえながら、今年度中には県史編さん大綱を策定する予定でございます。

次に、来年4月以降の県史編さんに向けた方向性についてでございます。

新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会は、県史編さん大綱の策定に向けて御意見をいただくために開催するものでありますことから、今年度内の大綱策定をもって一区切りとなる予定でございます。

来年4月以降につきましては、大綱で示される方針をより具体化した県史編さん計画の策定に向け、有識者等の御意見を伺いながら検討を進めることになると現時点では考えております。当初の予定のとおり、長野県成立150周年である令和8年度からの円滑な編さん着手に向けて着実に準備を進めてまいります。

3点目でございます。県立歴史館の資料調査、収集の取組についてでございます。

県立歴史館では、これまでに刊行されました県史には記載のない戦後現代史に関する資料について、平成6年の開館以来、生存されている方の証言の聞き取り調査約150件をはじめ、歴史資料の調査、収集や、マイクロフィルムによる撮影等に継続的に取り組んできております。

また、令和4年度の長野県公文書等の管理に関する条例施行後は、特定歴史公文書の収集・保存等の公文書館的な機能も担っております。

令和5年度におきましても、県内の町長経験者への聞き取り調査、県内コンビニエンスストア1号店の出店に関わる関係者への聞き取り調査、飯田・下伊那地域における満州移民や青年団運動の歩みに関わる資料の把握、調査などを実施いたしましたほか、特定歴史公文書約2,300件の移管を受け整理するなど、今後の県史編さんに当たり必要と考えられる諸事項に関し、時期を逸しないよう調査、収集を行ってきているところでございます。

引き続き、このような取組を推進いたしますとともに、今後、県史編さん大綱によって示されます編さんの方針等を踏まえ、新たな県史の内容充実に向けて必要な歴史資料の調査、収集に取り組んでまいります。

続きまして、県立歴史館30年の成果や課題についてお答え申し上げます。

今年で開館30周年を迎える県立歴史館につきましては、これまでに290万人を超える方々に来館いただいております。これは、本県の長い歴史や魅力を分かりやすく伝えるため、4万年の歴史を再現した触れられる常設展示や、様々な時代やテーマに応じた企画展などを工夫を凝らして開催してきた成果だと認識しております。

また、歴史学習の拠点でもあり、コロナ禍前におきましては、毎年約250校、1万5,000人を超える小中学生が学校単位で来館しているほか、一般向けの古文書等の講座や、歴史館から離れた地域へのお出かけ歴史館などの取組も実施しております。

さらに、貴重な資料の収集や後世に伝えるための整理、保存にも積極的に取り組んでおり、資料を手軽に閲覧いただけるようデジタル化も進めているところでございます。

これらの取組を通じて、将来を担う世代を中心に、本県の成り立ちへの関心を高めるとともに、その特色や魅力を伝え、郷土愛の醸成につながったものと認識しております。

一方で、開館から30年が経過いたしまして、施設設備の老朽化に加え、貴重な歴史資料の収蔵スペースの逼迫が顕著となっていること、常設展示スペースの入替えが困難な構造など、様々な課題があることについても認識しております。

最後に、県立歴史館の今後の目指すべき方向性についてでございます。

目指すべき方向性については、これまでの運営を通じた成果や課題を踏まえるとともに、社会環境の変化等を十分勘案した上で見極めていく必要があると考えております。

また、今年度から、文化行政の一元化により、歴史館の所管が文化会館や美術館を所管いたします当部に移管されましたことを契機に、他館との連携強化や他の県施策との連携の充実といった視点も重要となってまいります。

総合5か年計画・しあわせ信州創造プラン3.0におきまして、県立歴史館の機能充実により、県民の歴史に関する学習や交流の促進を図るといったことを掲げておりますので、今後、これらの視点を踏まえ、機能充実の検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔34番荒井武志君登壇〕

○34番（荒井武志君） 答弁いただきました。県史の編さんにつきましては、令和8年度からしっかり本格的に取り組む、それに向けて怠りがないようにやっていくという御答弁をいただきましたので、それに向けてしっかり進めていただきたいと申し上げさせていただきます。

それから、県立歴史館ですが、今、30年で290万人の方が来館されたと伺いました。1年で10万人弱ということだと思えるわけであります。その中で、子供たちが大勢来られているということで、それは評価させていただきたいと思いますが、現場では、やはり相当施設に関していろいろな思いがあるようであります。今若干触れていただいておりますが、やはり35年ぐらいをめぐりにしっかりリニューアル、長寿命化がなされるよう強くお願いしておきたいと思っております。県内や近隣の博物館と一層連携を図っていただきながら、飛躍的に来館者が増えることを期待させていただきたいと思っております。

次に、米不足問題と今後の対応についてであります。

過剰、過剰と言われ続けてきた米が突如不足に陥り、価格も高騰しています。総務省は、7月の全国消費者物価指数で、米類が前年同月から17.2%上がり、20年ぶりの高上昇率になったと発表しました。

昨年の猛暑による減産、品質低下と、インバウンド、訪日客急増による消費拡大、パンなどの他の食品の値上がりに伴う米への需要シフトが重なったこと。加えて、8月の南海トラフ地震臨時情報発表により備蓄用に買い求める人が急増したことなど幾つもの要因が重なり、流通現場で業者間での調達競争が激しくなる中、需要に供給が追いつかない状態が続いているようであります。スーパーの米売場は空の棚が目立ち、宅配を行う生協等においても注文には対応できないとの現状に直面しております。

このような米不足に対し、一部自治体からの100万トン程度ある政府備蓄米を放出すべきとの要請に対し、政府、農林水産省は、流通に一部混乱があっても、全体として供給は足りており、新米が出始めたら品薄も改善するとして、放出は行わないとしています。

9月10日付の日本農業新聞で、東京大学大学院特任教授の鈴木宣弘氏は、少しの需給変動で不足が顕在化してしまう根本原因は別にあると指摘しています。

過剰を理由に、生産者には生産調整強化を要請し、水田を畑にしたら1回限りの「手切れ金」を支給するとして田んぼつぶしを始め、コスト高でも小売・流通業界は安値でしか買わず、政府は農家の赤字補填はせず、稲作農家の平均所得が1万円に落ち込むほどに農家が苦しみ、米生産が減ってきていることが根底にあると。

さらに、米の政府備蓄を増やすことをしなかった。しかも、100万トン程度の政府備蓄はあるが、その放出を否定している。需給調整は市場に委ねるべきもので、よほどの事態でないと放出は行わない方針なので、「この程度」ではできないと言う。確かに、場当たりの放出は市場を混乱させる。在庫がこの水準を下回ったら放出するというのを明確な数値で制度化しておけば、みなそれを織り込んで計画的に行動できる。政策が動くのを予見できるようなシステムチックな仕組みが必要だと言っております。

倉庫で備蓄するだけでなく、高騰した海外産飼料に代わる飼料米、小麦の代替の米粉パンなど、こども食堂やフードバンクを通じた国内援助米、海外の援助米などで米の需要、出口は拡充できるとも指摘しておられます。

一方、長野県は、さきに策定した長野県総合5か年計画・しあわせ信州創造プラン3.0では、「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」を基本目標に掲げ、農業農村振興の具体的な取組については、県民の皆様と検討を重ね、第4期長野県食と農業農村振興計画を策定し、「人と地域が育む未来につづく信州の農業・農村と食」を基本目標に、成長性のある農業の実現に向けて精力的に取り組んでおられますが、中でも、主食の米について、需要に応じた適正生産に取り組むとしているものの、作物別農産物産出額の努力目標が、7年間の産出額対比で9億円減の97.8%とマイナス数値となっています。

今回の米不足問題で特に考えさせられたことは、最近の地震や異常気象による自然災害を的確に把握、予測し、対応していく手だてを明確にしていくことではないかと痛切に感じています。今や、猛暑や風水害が、異常ではなくて通常化してきているのですから、これらによる減産の可能性を常に織り込んで米需給の調整をしていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、農政部長に3点伺います。

今回の米不足と米価格上昇に対する県の認識はいかがか、伺います。

二つに、今回、国は備蓄米の放出を実施しませんでした。県としてどのように捉えておられるのでしょうか。

三つに、第4期長野県食と農業農村振興計画に掲げた米に係る作物別農産物産出額の努力目標について、突発的な供給不足も加味して上方修正し、取組を強化すべきと思いますが、計画策定から1年を経て、今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

次に、知事の「信州の明るい未来を拓く121の約束」第51番では、「食料安全保障の観点も踏まえ、我が国の食料自給率の向上も念頭におき、農業と食品産業の振興に取り組めます」とされています。8月30日現在では、実行中だが努力が必要と公表されましたが、米の適正生産を含め、食料自給率向上に向けた取組について知事の御所見をお伺いいたします。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には米不足に関して3点御質問をいただきました。

まず、米不足と米価上昇に対する県の認識についてのお尋ねです。

今回の米不足は、議員御指摘のとおり、民間在庫が最も少なくなる端境期において、南海トラフ地震や台風への備えとして一時的に購入量が増加するなどの要因が重なり、生じたものと認識してございます。

米の価格は、ここ数年、コロナ禍での外食需要の減少等により大きく落ち込んでおりました。

現在価格は上昇しておりますが、コロナ前と同等の水準となっております。いずれにいたしましても、生産者と消費者の双方にとって納得のいく価格帯で流通が安定していくことが望ましいと考えてございます。

次に、備蓄米の放出をしなかったことに対する県の認識についてのお尋ねです。

政府備蓄米は、1993年（平成5年）の冷害による大凶作を教訓とし、米の生産量の減少により供給が不足する事態に備え、100万トン程度を目安に運営されております。その放出については、著しい不作や2年連続の不作など、米の生産量の大幅な減少により年間を通じて米の供給に不足が見込まれる場合に行うものとなっております。

今回のケースは、一時的な需要の増加が主な要因で、全国的には新米が流通し始めている時期を迎えており、新米の流通量の拡大で供給不足の解消が進むとの見通しからも、備蓄米を放出しなかったものと認識してございます。国では、今後、今回の状況に至った要因を分析し、次年度以降につなげていくとしておりますので、その動向を注視してまいります。

次に、米の適正生産に向けた今後の取組についてのお尋ねです。

第4期長野県食と農業農村振興計画に掲げた米に係る努力目標は、人口減等に伴い、米の消費量が減少していくトレンドを踏まえ、5年後の生産量等を目標値として設定したものでございます。

一方で、年度ごと需要に応じた適正な生産となるよう、国が示す適正生産量や県内の需要動向を踏まえ、毎年生産数量の目安値を設定してございます。

今後とも、高い1等米比率など本県の強みである高品質な米の生産を維持するとともに、今回の状況も踏まえつつ、需給動向を適切に見極め、安定した供給ができるよう、生産者団体等と一体となり、需要に応じた適正生産を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には米の適正生産を含む食料自給率向上に向けた取組についての所見という御質問をいただきました。

食料自給率の向上に向けては、本県としては、まずは安定生産の取組を一層進めていくことが重要だというふうに考えております。

本県は、農畜産物の総合供給産地としての責任をしっかりと果たし、全国に安定的に食料を供給していくという考えの下、主食であります米の適正生産、気候変動に対応した新品種や栽培技術の開発、海外依存度が高い小麦や大豆、家畜飼料の県内産への置き換え、こうしたことによりまして食料自給率の向上に貢献していきたいと考えております。

加えて、輸入から国産、さらには県産農畜産物の消費拡大に向けた消費者の理解や行動変容

も重要だと考えております。県産の農畜産物を積極的に購入していただくための県民運動、しあわせバイ信州運動の推進等、積極的に進めていきたいと考えております。

また、食料自給率の向上は、食料安全保障の観点から国全体で重点的に取り組んでいただく必要がございます。国には、責任を持って取り組むよう強く求めていきたいと考えております。以上です。

〔34番荒井武志君登壇〕

○34番（荒井武志君）答弁いただきました。長野県も国と連携を取りながら、しっかり取り組んでいるというような趣旨をいただいたと思っております。

国は、米の生産については大規模化を進めています。しかし、中山間地を多く抱えるこの長野県におきましては、4反歩、5反歩が精いっぱいではないかと感じていますので、その辺も踏まえてしっかり農業振興をお願いしたいと思えます。

以上です。

○副議長（続木幹夫君）次に、竹村直子議員。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君）改革信州、竹村直子です。

新型コロナウイルスが5類の扱いになってから1年余りがたちました。初期段階のコロナは毒性が強かったため、重篤者や死亡者が多数で、それゆえに、人々の恐怖心が高まり、日本中の約80%の人がワクチンを打っています。コロナ感染症にかかって体調不良になってしまった方もおられますが、今回はワクチンの問題について取り上げたいと思えます。

通常予防接種は、本人または家族の判断でするかしないかを定めることができると思えますが、コロナワクチンに関して、全ての人を選択できたのでしょうか。そもそも、自分自身で打つ打たないを判断するためのベネフィット、利益とリスクの情報は提供されていたのでしょうか。職場の事情で、また会社の集団接種で、打ちたくはないが打たざるを得なかった人がいたと思えます。

ワクチンによる体調不良の症状は、倦怠感、視力低下、脱毛、歩行困難、帯状疱疹、心筋炎など様々です。亡くなった人もいます。異常を感じて病院に行っても異常なし。原因不明と診断されて、挙句の果てには心の問題、気の迷いと片づけられてしまうこともあるそうです。

新型コロナワクチンの副反応による健康被害と死亡者について、県ではどのように把握していて、県としての対応はどのようにされているのでしょうか。

ウイルスの毒性は徐々に弱くなり、現在では発熱も1日程度で、ほとんどの人が軽い症状で済んでいると感じます。今までのワクチンの効果がどれほどのものであったのか検証もされていない状況で、これからも打つ必要があるのかと思えます。

新型コロナウイルスの感染症としての現状をどう捉えているか。また、ワクチン接種に対する考え方はどのようでしょうか。

ワクチンによる健康被害救済申請は、令和6年9月12日現在、全国で1万1,905件出されています。インフルエンザ予防接種と比較したらどうでしょうか。名古屋大学小島勢二教授が全国の数値をまとめています。2015年から2020年、5年間のインフルエンザワクチン2億6,248万回接種と、2021年から2022年、1年4か月のコロナワクチン2億8,274万回を比較しています。インフルエンザの副反応報告1,967回に対し、コロナは3万4,120回、死亡報告は、インフルエンザが35回、コロナは1,761回です。5年間のインフルエンザより1年4か月のコロナワクチンの死亡報告が1,726人も多いのです。

さらに、全国有志医師の会で厚生労働省の公式データをまとめたものがあります。過去45年間、1977年2月から2021年12月の全ワクチン累計と、3年5か月、2021年2月17日から2024年8月5日のコロナワクチンを比較した予防接種健康被害救済制度の認定件数は、全ワクチン3,522件、コロナワクチン7,899件、死亡認定は、全ワクチン151件、コロナワクチン762件です。過去45年の全ワクチンを大きく超える被害件数です。

県内で副反応報告があったのは、令和6年4月21日現在、各社のワクチン合計で288件あり、被害申請数は186件、そのうち、認定が133件、否認が27件、死亡者は20人います。少なからずワクチン接種を推進する立場だったと思われる県の責任がないとは言い切れないと思います。ワクチン接種を推進する立場として、ワクチン接種による健康被害を受けた方に対して今後どのような支援をしていくのでしょうか。

全国有志医師の会でも、現在使われているmRNAワクチンの危険性を訴えています。強い炎症反応が起こる、スパイクタンパクが強い毒性を持つ、免疫の働きが乱され免疫機能が低下すると。海外では、製薬会社を相手に訴訟も起きている。2022年の夏以降、ほかの国ではワクチン接種は行われなくなっている。日本だけがワクチン接種を6回も7回もやっている。そのようなことがほとんど知らされていないと思います。

現状が知らされないまま、またこの10月から厚生労働省はワクチン接種を始めるというのです。インフルエンザ予防接種と同じように定期接種という形で、65歳以上の高齢者と60歳から64歳の重症化リスクの高い人が対象のようですが、県として何らかの抵抗はできないのでしょうか。国の方針についてどのように対応するのか、お聞きします。

10月からの接種に使われるワクチンの中には、コスタイベ筋注というスパイクタンパクを体内で作り続けるものが含まれています。それを打った人から打っていない人にシェディング、伝播が起きると言われています。アメリカで開発され、ベトナムで治験されたのに、なぜか日本でのみ承認されました。

今までのmRNAワクチンでもスパイクタンパクは有毒だと言っている研究者がいるのに、さらにスパイクタンパクをつくり続けるワクチンを使用することに強い疑問を感じます。コストタイプ筋注に対する県の考え方はどのようでしょうか。以上五つを健康福祉部長にお聞きします。

次に、教員のへき地手当についてです。

教員のへき地手当は、周辺他県との差が大きくなったままです。僻地で働くことで様々な不都合や金銭的な負担が生じるため、僻地への赴任を避けることになり、特に僻地が多い飯田・下伊那では先生の確保が大変になっています。

へき地手当を上げることで様々な負担が軽くなり、他県への教員の流出も防ぐことができると考えます。文部科学省は、公立学校教員の処遇改善策として、教職調整額を現行の基本給の4%から13%に引き上げる方針を固めました。改定が実現すれば、約50年ぶりの大幅な見直しです。教職調整額の引上げは、教員の長時間労働や教員不足の問題に対応するための措置となります。教員のモチベーションをさらに上げられるよう、長野県のへき地手当も近隣県並みに引き上げてはいかがでしょうか。教育委員会として、人材確保対策も含めて、教員の処遇改善についてどう考えるか、改めて教育長にお伺いします。

次に、リニア工事での要対策土使用についてです。

6月定例会一般質問でリニア関連の質問をした中で、要対策土の工事使用について、地元住民の不安払拭のために丁寧な説明を行い、十分な理解を得ることをJR東海に対して求めるとの答弁をいただきました。その後、知事の答弁にもあったように、県として住民の皆さんに対して寄り添った対応がなされていると認識しています。

しかし、JR東海に対する不信感は強いと感じられます。リニア中央新幹線長野県駅（仮称）新設工事の土曾川橋梁基礎に要対策土を使用するに当たり、管理はJR東海が存続する限り行うとしていますが、その地元住民の不安を払拭するために何らかの書面を残して担保しておくべきと考えますが、いかがでしょうか。リニア推進局長にお聞きします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には新型コロナウイルスワクチンに関連して5点お尋ねがありました。

初めに、新型コロナワクチン接種の副反応による健康被害と死亡者についてでございます。

予防接種の副反応による健康被害等については、医療機関などは、ワクチン接種との関連を否定できない重篤な症状などを国へ報告することとなっており、国の審議会が、それらを踏まえてワクチンの安全性について評価しております。

県では、国から提供される副反応報告事例によりその状況を把握しておりますが、本県にお

いては、令和6年3月末までに延べ775万回の接種が行われ、副反応疑いとして284件、そのうち死亡報告は20件となっております。

今後も国の審議会における安全性の評価結果等を注視しつつ、安全性に関して疑問が生じた場合には、国に対してさらなる検証など必要な対応を求めるとともに、県民への情報提供にも努めてまいります。

二つ目に、新型コロナウイルス感染症の現状とワクチン接種についてでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、罹患した場合の重症度が低下したことなどにより、昨年5月に5類感染症に移行し、本年4月からは通常医療での対応となりました。県では、感染の動向について引き続き注視しており、本年夏も一定の感染拡大が見られたものの、昨年夏に比べてその規模は小さく、また、現時点で重症化リスクが高まるような新たな変異株も確認されていないものの、依然として高齢者など一部の方は重症化しやすいなど、これまでと状況に大きな変化はないと認識しております。

新型コロナのワクチン接種につきましては、令和3年から本年3月まで、幅広い世代に対し特例の臨時接種として実施してまいりましたが、本年4月以降は任意での接種に位置づけが変わるとともに、この秋冬からは、インフルエンザワクチンと同様に高齢者等を対象とした定期接種として実施する方針が国より示され、本日から開始したところでございます。県としても、感染が拡大する冬場に向けて、ワクチン接種を希望する高齢者等へ接種の機会を提供することは必要であると考えております。

三つ目に、新型コロナワクチン接種による健康被害を受けた方への支援についてでございます。

国において、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済するため、予防接種法に基づく健康被害救済制度が設けられており、市町村から認定された方へ医療費や障害年金等の給付が行われております。

なお、この健康被害救済の認定に当たっては、接種後の症状が予防接種によって起こることは否定できない場合も対象としております。県としましては、健康被害に遭われた方がすべからずこの制度を活用することで、治療などに伴う経済的な負担が軽減されるよう、国や市町村と共にその周知に取り組んでおります。また、市町村での書類審査などの事務処理が円滑に進められ、少しでも迅速な救済につなげられるよう、必要な助言等を行ってまいります。

四つ目に、10月から実施される新型コロナワクチン定期接種への対応についてでございます。

新型コロナワクチンの定期接種の実施に当たっては、希望する方が漏れなく接種を受けられる体制づくりが必要と認識しております。

そのため、まず接種を検討する上での情報の提供として、ワクチン接種の効果や安全性につ

いて、国や製薬会社作成のリーフレットを活用しながら市町村を通じて広く県民へ周知するとともに、接種を行う医療機関へ提供しております。また、安心して接種を受けられる体制を確保するため、専門的な相談に対応する長野県新型コロナワクチン接種相談センターを、定期接種の開始に合わせて本日開設いたしました。

さらに、接種機会の確保を図るため、居住する市町村での接種が困難な方などへの対応として、長野県医師会の協力も得ながら予防接種市町村間相互乗り入れ制度を導入し、接種を受けやすい体制の確保に引き続き取り組んでまいります。

最後に、定期接種で使用されるコストイベ筋注についてでございます。

コストイベ筋注ワクチンは、新型コロナウイルス感染症のワクチンとして、製薬企業が有効性、安全性等に関するデータを収集し、その結果に基づき、国において慎重に審査がなされ、本年9月に薬事承認がされました。この薬事承認の後、さらに国の審議会において定期接種で用いるワクチンとしての評価が行われ、承認されたものと認識しております。

県では、コストイベ筋注についても、これまでと同様に、国や製薬会社からの科学的知見に基づいた安全性を含む最新の情報を常に注視しつつ、必要な情報については接種を実施する市町村を通じて県民へ周知してまいります。

なお、今回の定期接種からは、これまで使用実績のあるものを含め、5種類のワクチンから選択が可能となりましたので、ワクチン接種やワクチンの選択に迷われる場合には、かかりつけ医等医療機関に御相談いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）へき地手当を含めた教員の処遇改善について御質問をいただきました。

中山間地の小規模校が多い本県において、教員が子供と共に豊かな自然や伝統文化など地域の強みを生かした学びを実践するためにも、へき地手当を含め、中山間地で働く教職員の処遇改善は重要であると考えております。

県教育委員会といたしましても、この夏、国から示された教員の処遇改善策の動向を踏まえ、へき地手当の在り方を含め、教員の働き方や処遇の抜本的見直しに知事部局と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、給与面のみならず、教員配置の充実や専門性を持つ外部人材の活用を含め、働き改革のさらなる加速化等を通して本県の教員が働きやすい環境を整備していくことが重要であり、様々な施策を総合的に推進し、教員の人材確保を図ってまいります。

〔建設部リニア整備推進局長室賀荘一郎君登壇〕

○建設部リニア整備推進局長（室賀荘一郎君）私にはリニア中央新幹線長野県駅（仮称）新設

工事の土曾川橋梁基礎に要対策土を使用することについての質問をいただきました。

土曾側橋梁の基礎に要対策土を使用する環境保全計画書がJR東海から県に提出され、環境影響評価技術委員会により、周辺への環境影響について専門的見地から審議が行われているところです。

一方、要対策土を土曾川橋梁の基礎で使用することにつきましては、将来基礎から重金属が漏れ出すおそれがないかといった不安の声が地域住民の皆様から上がっております。これに対しまして、飯田市では、今後予定している環境保全の見地からの県の助言を確認した上で、JR東海と管理方法や責任の所在などの書面確認を検討しているところです。

県といたしましても、地域住民の皆様の不安払拭は重要と考えておりますので、要対策土を使用することとなれば、こうした飯田市の書面確認等の取組を支援してまいります。

以上であります。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）それぞれ御答弁いただきました。

へき地手当に関しましては、知事にも上げていただけるようお願いいたします。

そして、リニアに関しましては、引き続き配慮をいただけるようお願いいたします。

ワクチンに関してですけれども、コストイベ筋注を製造したMeiji Seika ファルマという会社の社員が書いた「私達は売りたいくない！」という本が発売されています。日本だけが承認したレプリコンワクチンの本格的危険性を訴え、さらには、安全とされてきたインフルエンザワクチンが近い将来危険な変貌を遂げることにも警鐘を鳴らす。仕事としては、安全性に多くの疑義を残すレプリコンワクチンを病院や医院に売らなければならない立場だが、自分たちの良心との葛藤は強まるばかり。この商品だけは売りたいくない。家族や子供、友人、知人にも打たせたくない。誇りを持って働いてきた我が社は一体どうになってしまうのか。

若くしてコロナワクチンのためにこの世を去った同僚の死を無駄にしないためにも、一人でも多くの読者に真実の情報を知らせたい。そして、自らの意思で正しい未来をつかんでほしい。日本人を実験動物として扱うかのような狂気の政策の同伴者であることに絶望を抱きつつも、国民自身が正しい情報を得ることこそ、正しい選択のための唯一の前提であるはずとの信念から書かれたという解説があります。

ワクチンを打つと免疫力が下がり、コロナに感染しやすくなるという数値もあります。東京理科大学名誉教授で、医学部出身であり免疫医学・抗体研究専門の村上康文博士は、重い副作用の発生、とりわけ死亡者が2人以上出た場合には、販売を取りやめて、調査、回収へと進むのが今までの常識だと言っています。シェディングが起きないという証明は、製薬会社と厚生労働省がしなければいけないのです。はっきりしていない状況で打ってしまえば、世界中に風

評が広がり、日本には行かない、日本人は来ないでということになる可能性もあります。今ある全ての情報を明らかにした上で、次の接種、今からの接種を考えるべきと考えます。

健康被害救済申請をして国に認定されなかった人に対しては、県として何らかの救済措置が取られるよう要望します。

コスタイベ筋注については、追跡調査の体制を取るべきではないでしょうか。政府の言うことにそのまま従い、間違った方向へ行くことは避けたいと思うのです。県民の命と健康を守る県政であってほしいと願います。先ほど5種類あるので選べるというようなことを言われましてけれども、医師が選ぶのであって、打つ人が選べるとは思えないです。

最後に、健康被害が起きないという治験がされていないものですので、被害の可能性があるものは避けるべきだと申し上げて、私の質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時53分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

小林君男議員。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）北アルプス森林組合、旧大北森林組合の補助金返還等支払計画について、組合は、今年6月、県に対し返還計画の見直しに向けた協議実施の申入れをしました。そのことについての県の対応などについて伺います。

まず、代表監査委員に伺います。

組合の計画見直しの申入れに対して、経営改善に向けた適切な指導・助言を県が行うよう求められましたが、何を指して判断し、指摘されているのか。詳細について説明してください。

次に、林務部長に伺います。

この監査委員からの指摘について、実際に組合の支援に当たっている林務部としてどのように認識されていますか。また、6月定例会の林務委員会では、組合からの申入れに対して、不明な点などを組合に確認した上で精査していくとの説明がありましたが、その後どのように対応されてきたのか。その概要について説明してください。

県民が立て替えた未収金は、滞ることなく返済していただかなければなりません。知事は事の重大性をしっかりと認識され、徹底した情報公開の下、確実に返済ができるよう、抜本的な経営改善など自ら主体的にあらゆる手段を講じていくべきです。組合の安定的な事業運営や債

務の返済が確実に実施できる取組などについて知事の所見を伺います。

〔監査委員増田隆志君登壇〕

○監査委員（増田隆志君）歳入歳出決算審査意見書に付しました北アルプス森林組合に係る意見について御質問をいただきました。意見を付した観点、意図等を含め、お答えいたします。

北アルプス森林組合に係る補助金返還及び損害賠償に関しましては、その重要性に鑑み、令和4年度決算審査においても、組合の経営改善に向けた指導・助言を行い、支払い計画が確実に履行されるよう意見を付してきたところでございます。

今回の審査対象である令和5年度決算では、支払い計画に沿った返還等が行われていたところでございますが、御質問にございましたとおり、その根幹となる支払い計画及び事業経営計画の見直しの申入れがあったところでございますので、今後に向け、そこにも触れた意見を申し上げたものでございます。

当該債権は多額でもあり、県にとって大変重要な債権でございますとともに、公平性を担保する観点からも、関係者間で十分に協議され、また、県民の理解が得られる形で計画的かつ着実に回収が進められることが大変重要であると考えております。

さらに、地域の森林経営、林業経営が健全な形で行われるよう支えることも県の重要な業務であり、その点も併せて十分に検討される必要がございます。

こうした観点から、今般の計画見直しの申入れに際し、状況をよく把握しつつ、内容を精査し、結果や過程において県民の理解が得られる対応を行うよう、また、関係機関とも連携しながら組合の経営改善に向けた適切な指導・助言が行われますよう、改めて意見を付したものでございます。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）監査委員の指摘についての認識と組合からの申入れへの対応についてのお尋ねでございます。

まず、監査委員からの指摘についてでございますが、御指摘のとおり、債権者でもある県としては、組合が安定的な事業運営により債務を返還していけるよう、経営改善に向けた指導・助言を行っていくことは大変重要であると認識しております。

次に、組合からの協議の申入れに対する対応でございますが、中小企業診断士や公認会計士などの専門家を加えた林務部改革推進委員会委員の意見をお聞きするとともに、不明な点等について組合に確認作業を行い、組合に対して9月に回答いたしました。回答の内容についてでございますが、組合が計画を1年前倒しして見直したいとしていることに対しまして、ここ数年の経常利益は黒字基調であるが、期末現預金残高が減少傾向であることや、現行計画で予定している補助金返還等支払額を考慮すると、組合経営が厳しい状況であることは理解できると

ころであり、こうした状況においては、現行計画の前倒しの見直しではなく、より実効性のあ
る経営改善に積極的に取り組んでいただきたいとの趣旨を回答しております。

また、現行計画では5年ごとに計画の見直しを検討することとしているため、令和7年度に
次の5年間の計画を策定するべく、今後の作業を進めることが必要であると回答しております。

県としては、組合の経営状況等も踏まえながら、引き続き必要な指導・支援を行ってまいり
ます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には北アルプス森林組合の安定的な事業運営や債務の返済が確実に実
施できる取組についての所見という御質問であります。

北アルプス地域の林業の発展のためには、北アルプス森林組合が地域林業の中核的な担い手
として着実にその役割を果たしていただくことが重要である一方、本県に対する債務を返済し
ていただくことが重要だというふうに考えております。

組合では、これまで、新規に職員を雇用するなど経営改善に取り組んでこられており、森林
経営計画の作成を進めるなどにより、森林整備の事業量を着実に増やしてきているところでご
ざいます。県としても、北アルプス地域振興局等においてこうした組合の取組に対し必要な指
導や支援を行ってきたところでございます。

組合が安定的な事業運営を行い、債務の返済を行うためには、森林整備など組合本来の業務
のさらなる拡大や収益が見込める事業部門の取扱高の増加などが重要というふうに考えており
ます。

組合からの計画見直しの申入れのとおり、現在の経営が厳しい状況にあるという主張は理解
するところではございますが、組合には債務返済のため最大限の努力をしていただきたいとい
うふうに考えており、県としても債権者としての立場を認識しつつ、できる限りの協力をして
いきたいと考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）この未収金は、県民の税金で肩代わりしたものであるということを常に
大上段に置いていただきたいと思います。監査委員が再び指摘しているこのことを十分踏まえ
られ、これからが経営の正念場です。ぜひ具体的で抜本的な経営支援を進めていただきたいと
思います。詳細については委員会で議論をさせていただくということで、次の質問に移ります。

12月2日からの発行廃止をめぐって、今の保険証は使えるのかとの不安の声がいまだに大き
くあります。これは、マイナカードがなければ医療機関を受診できなくなるなどの誤解と不安
を誘発する宣伝が、国の指示により自治体や医療機関などで大きく展開されてきたことにあり

ます。

制度移行過程では、介護・高齢施設入所者をはじめ、高齢者などカード対応が困難な方々に対して丁寧で綿密な配慮を欠かすことができません。

そこで、何点か健康福祉部長に伺います。

1、県民が混迷しているとも言える事態に対して、県として、慌ててマイナ保険証にしなくても大丈夫。今までどおりお医者さんにかかっても保険診療は受けられますよと県民に安心してもらうため、丁寧に綿密な配慮の役割を今発揮すべきと考えますが、見解を伺います。

また、県民のマイナカード保有率、そしてマイナ保険証の保有率はどのような状態になっていますか。報告してください。

2、国民生活にしっかりと根づき、正確に機能している保険証を強引に廃止し、任意としながらも、今後はマイナ保険証へ移行または資格確認書を獲得していなければ保険診療は受けられない事態となります。

県は、資格確認書の有効期限や、その後の更新など、今後の制度内容を正確に厚生労働省に確認していますか。

また、マイナ保険証も、5年ごとの更新であり、更新忘れなどで無保険扱いになります。これらのことは、県民の国民皆保険制度の根幹を揺るがしかねない事態と懸念されます。見解を求めます。

3、プッシュ型の職権交付であるはずの国民健康保険加入者への資格確認書について、申請者のみに送付を実施の市町村があるとの調査結果が7月末に発表されました。県としても、マイナ保険証を持たない方に届かないことがないように、各市町村に対し調査と要請を実施したのか、説明を求めます。

また、マイナ保険証保有者に送付される資格情報のお知らせについても、77市町村や事業所でプッシュ型で交付となるのか、県としてどう把握し、改善を図っていくのか。併せて説明をしてください。

4、大きな制度変更であり、事務手続が煩雑なため、市町村からは、職員がその対応に多くの時間と労力を費やしており、疲弊していると聞いています。対応に苦慮している市町村や医療機関の相談や救済について現在どのように行っているのか。また、今後の対応についても説明してください。

5、この制度移行に伴う相談や苦情など、県民から県に対してどのようなことが寄せられていますか。また、マイナ保険証等の相談窓口を県機関内に設置する意向はありますか。

6、マイナ保険証への移行やオンラインレセプト請求の義務化など、医療DXによる医療システム整備の変化に対応できないことを理由に閉院を決めたという診療所などが全国でありま

す。長年、地域医療に貢献してきたベテランの医師、歯科医師を失うことは甚大な損失です。県内の実態把握と対処について伺います。

政府は、診療・薬剤情報などでよりよい医療を受けることができるとメリットを強調しています。医療機関にとっても、患者にとっても、ほとんどそのことにメリットはなく、私たちの健康情報が大きなビジネスチャンスとなり、企業の宝の山になるとも言われています。

マイナカードの保険証利用は、高齢者や障がい者などの立場の弱い人を社会から排除するかのような実態となっています。知事は、ここは立ち止まり、現行の保険証を存続すべきだと政府に強力に求めるべきです。所見を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私にはマイナ保険証に関連して6点お尋ねがございました。

初めに、県民に安心してもらうための県の役割などについてでございますが、健康保険証の新規発行終了後の対応も含めた制度内容につきましては、機を捉えて県民の皆様へ周知に努めるとともに、引き続き国に対して現場の課題を踏まえた対策を求めてまいります。

また、県民のマイナンバーカードの保有率は、8月末時点で73.3%でございます。マイナ保険証保有率につきましては、都道府県別の状況が公表されていないものの、8月末時点の全国健康保険証としての利用登録率が80.6%であることから、おおむね県民の6割程度が保有しているものと推測されます。

二つ目に、今後の制度内容の確認と無保険扱いへの懸念に対する所見についてでございます。

資格確認書については、当面の間、申請によらず、マイナ保険証を持たない方にプッシュ型で交付され、その有効期限は最長5年間で、保険者ごと設定することとされております。その先の資格確認書の運用については、逐次国に確認しておりますが、現時点では検討中との回答をいただいておりますので、引き続き情報収集に努めてまいります。

また、電子証明書の更新忘れ等により資格確認ができない場合の取扱いにつきましては、被保険者資格申立書の提出等により通常どおりの自己負担割合での受診が可能となっております。

なお、電子証明書の有効期間満了に際しましては、現在3か月前から更新案内の送付や医療機関等でのアラート表示が行われております。加えて、今後、期間満了から3か月の間は、未更新であっても手元のマイナンバーカードでの資格確認を可能とするシステム改修が行われるなど一定の配慮がなされているものと考えております。

三つ目に、資格確認書と資格情報お知らせの交付についてでございます。

県では、県保険医協会の調査結果の報道を受け、改めて本年8月に市町村に通知し、マイナ保険証を保有していない方には本人の申請によることなく資格確認書を交付するよう徹底を図ったところでございます。

また、資格情報のお知らせにつきましては、新規資格取得時や自己負担割合の変更時等に市町村からマイナ保険証保有者に届くことになっております。資格確認書などの交付は各保険者の責任により行われるものであり、国民健康保険においては県も共同の保険者でありますので、県としても被保険者の皆様の医療を受ける機会が損なわれることのないよう市町村のサポートに努めてまいります。

四つ目に、市町村や医療機関に対する相談や救済についてでございます。

これまで、県では、市町村からのマイナンバーカードの交付事務や、保険者として行う資格確認書の発行等の事務手続に関する御相談への助言を行ってまいりました。加えて、社会福祉施設に入所されているなどでカードの取得を希望しながらも支援が必要な方への申請支援や制度周知にも、市町村と連携して取り組んでいるところです。

また、医療機関に対しましては、主に国の医療機関等向けポータルサイトにおいて必要な情報が提供されているほか、オンライン資格確認等コールセンターなどの窓口において相談対応が行われております。今後も、こうした国の窓口などを活用いただくとともに、市町村や医療機関からの相談に対しては丁寧に対応してまいります。

五つ目に、県民からの意見及び相談窓口の設置についてでございます。

これまでに、県民の方から、今後保険診療を受けられないのではないかとといった御心配の声などが寄せられたケースもございますが、その都度制度の内容について御説明し、不安の払拭に努めてきたところでございます。相談窓口に関しては、国においてマイナンバー総合フリーダイヤルなどが設けられているとともに、市町村等でも御対応いただいております。県といたしましては、引き続き、担当部署を窓口として、県民の皆様からの御相談に丁寧に対応してまいります。

最後に、医療DXによる閉院の実態と対策についてでございます。

直近3年間で解散に至った医療法人は23法人あり、その理由の大部分は医師の高齢化や後継者の不在でございます。

県といたしましては、今後、医療DXへの対応に不安を持つ診療所等に対し、関係団体と連携して、医療DXに関する各制度の概要に加え、顔認証付カードリーダーの増設や電子処方箋の導入などに対する国の支援策を積極的に周知してまいります。

また、県では、国に対して、医療DXに伴い発生するランニングコストなど医療機関の負担軽減に向けた支援を要望しており、今後も継続して実施してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、マイナ保険証について、立ち止まって現行保険証の存続を要請

すべきと考えるかどうかという御質問であります。

健康保険証のデジタル化につきましては、ここでも何回か御答弁申し上げたように、多くのメリットがあるというふうに考えております。国が8月に行ったアンケート調査によれば、マイナ保険証の利用経験がある方の74.9%が今後も利用したいとお答えになられており、利用者側もメリットを実感されているものというふうに受け止めております。

また、県としては、人口減少下においても豊かな社会を構築していくため、あらゆる分野でデジタル技術等を積極的に活用し、サービスの質の向上、省力化、効率化を推進していくことが重要だと考えております。

さらに、高齢者や障がい者のマイナンバーカードの取得やマイナンバーカードでの受診についても一定の配慮がなされてきているところでございます。こうしたことから、希望される方全員が不安なくマイナンバーカードを取得できる環境や、マイナンバーカードを持たない方も安心して受診できる体制を整えた上でマイナ保険証への移行を進め、そのメリットを多くの方に享受いただくことが重要というふうに考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）マイナカードをつくるかどうか、そして、マイナカードを保険証として登録し、マイナ保険証を使うことも、全てが任意のはずでした。任意の制度を普及するために保険証を廃止することは、全く道理がありません。いまだ8割以上の方が今の保険証の存続を望んでいます。それは、何ら不都合もなければ、今起きている様々なトラブルにもしっかりと対応でき、診察が受けられるからです。

そして、現行の保険証を廃止しても、保険証と同じ内容が記載された確認書やお知らせを配付するという、支離滅裂と言わざるを得ない施策が進行しています。

政府は、誰一人取り残さないデジタル化社会を掲げ、マイナ保険証を強引に推進していますが、保険証廃止によって利益を追求する財界の言いなりの対応で、全く逆の弱者切り捨て、置き去りの社会を進めようとしていると疑わざるを得ません。

県民誰一人取り残さない県政の推進のため御奮闘いただくことを切にお願いし、質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、小山仁志議員。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）能登半島地震では、1997年以降更新や見直しがされなかった石川県の地震被害想定について指摘が相次ぎました。一方、長野県の地震被害想定は、第3次ということで、平成27年に更新。科学的に考え得る最大級の内陸型地震として、県内を貫く糸魚川－静岡

構造線活断層帯の全体が動いた場合の被害想定を示しています。

この第3次被害想定策定調査から10年を迎えようとしています。この調査の中では、孤立する可能性のある集落の抽出も行われ、全県で1,163の集落に孤立の可能性があるとされています。

その後、人口減少や高齢化、インフラの状況等の社会の変化があることを踏まえ、これらの集落が今どうなっているのか、現状を再確認する必要があると考えますが、県としてどう考えているのか、伺います。

地震や台風など多くの被災者が出るたびに自治体が直面する課題は、被害の状況をいかにして正確かつ迅速に把握するか、被災者にいかにして正確な情報を届けるか、いかにして必要な物資、サービスを確実に届けるかであります。

一方、特に被災者が感じた不便に関するアンケートでは、家族との連絡、災害情報の確認、デマ情報の拡散等となっており、こちらも情報をめぐる課題が浮き彫りとなっています。近年目覚ましい勢いで発展を続けるデジタル技術を活用し、これらの課題を解決する防災DX化が不可欠です。アクションプランの中でもデジタル技術の活用について言及されていますが、防災のDX化に向けた県の取組に対する考えを伺います。

防災DX化において不可欠な基盤となるのは、通信環境の整備です。補正予算案では、通信機器を10広域に10台整備する予算が計上されています。

能登半島地震で、大手通信会社が避難所や教育機関、DMAT等へ提供した通信機器は、3月時点で51台。速やかな情報通信手段確保にはまだまだ整備を進めていく必要性を感じますが、基礎自治体との整備のすみ分け等の考え方も含め、今後の整備推進に向けたお考えについて伺います。

災害時に重要な情報をプッシュ型で発信される防災アプリも、平時においてあまり使われず、また普及が進まない状況では、いざというときに実質的機能停止に陥りかねません。信州防災アプリの普及状況と、どのように普及拡大を行っていくのか。また、日常において使い慣れているLINEなどのアプリとの連携も必要と考えますが、対応策について伺います。

そして、県政アンケート調査で明らかになったマイ・タイムラインの作成状況は3.3%、災害リスクの認識、自分事化には程遠い深刻な実態と受け止めるべきと考えます。県の認識と、どのように普及、促進を図っていくのか。以上、これまでの一切を危機管理部長に伺います。

アクションプランでは、事業継続計画、BCPの策定見直しを強力にバックアップすることが示されています。災害に対し、サプライチェーンや設備、経営資源の影響を受けやすく、リスク要因が広がりやすい農業において、BCPの策定率は突出して低い状況が指摘されていますが、本県における農業版BCPの策定の現状と、策定促進の取組強化に向けた県の対応策を

農政部長に伺います。

創業支援についてです。

県産業振興プランでは、日本一創業しやすい県の実現に向けた取組を進めています。スタートアップには、企業間競争の活性化やイノベーション、雇用の創出や経済成長、地域発展への貢献が期待されます。

一方で、創業後の成長を手にする事なく、市場から退場を余儀なくされる例も決して少なくありません。県は、開業率をKPIに掲げていますが、単にその率や開業数にとらわれることなく、創業支援に当たりましては、開業後も見据え、目的を明確にした取組が不可欠であります。

スタートアップの活性化、開業率の向上の先にあるスタートアップの成長や規模の拡大、イノベーション等の成果の実態についてどのように捉えているのでしょうか。また、どのような出口戦略を描き、創業しやすい県、スタートアップ支援に取り組んでいこうとされているのか、伺います。

スタートアップの公的支援につきましては、時間軸のステージごとに異なる目的と手段を整理しなければなりません。起業に関心を持つ人を増やす起業関心層の拡充のための取組も重要です。

国際比較で開業率の低い日本において起業家を増やすには、意識や風土、風潮の改善が求められています。長期的な視点を持ち、起業に対する理解の促進や、起業に必要なスキルに関する学習機会の増加、ロールモデル等を通じた起業意識の醸成が必要です。県ではどのように起業関心層の拡大に取り組んでいくのか。以上2点について産業労働部長に伺います。

教育におきましても、自ら問いを立て、行動し、変化を起こす力がこれから重視され、不可欠な中で、求められてくる役割や資質が起業家精神とも重なります。政府のスタートアップ育成5か年計画におきましても、小中高生への起業家教育の拡充が盛り込まれていますが、教育委員会では、起業家教育の意義をどのように捉え、取組を進めていくのか。教育長にお考えを伺います。

長野県の創業市場環境は、創業支援向け県制度資金の利用状況から、開業の業種で見ますと、サービス業が31%、次が飲食業23%、小売業が11.1%と続き、いわゆる新たな成長産業の開業が少ない印象があります。

一方、産業別県際収支におきまして、情報通信産業の赤字は2,868億円となっており、信州ITバレー構想におきまして、同産業の受託型から開発型、高付加価値産業への転換が掲げられています。地域外需要を取り込み、地際収支を押し上げるような新たな成長産業の創出や情報通信産業の高付加価値化への転換に向け、創業支援も重要な手段として捉え、戦略的に力を

入れていくべき重要課題と考えますが、産業労働部長に県の取組について伺います。

課題先進国とも称される我が国において、顕在化する社会課題を成長のエネルギーとして捉え、画期的なイノベーションを創出する。果敢に社会課題に挑む起業家の活躍が期待されています。社会課題に対し、スタートアップによる新しいアイデアを生み出すイノベーション文化の創出、エコシステムを構築していくため、県としても積極的な役割が求められると考えますが、県の取組について知事に伺います。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には5点質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、孤立の可能性がある地域、孤立予想地域とも申しますけれども、その現状の再確認でございしますが、能登半島地震では、御存じのように、多数の地域が長期間孤立しまして、それが復旧の妨げとなったということがございますので、その現状把握は非常に重要なものだというふうに考えております。

平成25年の国の孤立集落についての調査を基に、市町村の協力をいただきながら、その集落に至る経路がどうか、そこできちんと備蓄されているかといった現状の再確認を行っているところでございます。結果がまとまりましたら、市町村や地域住民の方とも共有いたしまして、備蓄の充実などの事前対策に生かしていただくほか、警察、消防などとも共有して、速やかな救出救助等につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、防災のDX化でございます。

本県では、一たび災害が発生した場合には、被災状況を国、市町村、関係機関と共有する防災情報システムを既に整備・運用して、避難に関する情報の発表や避難所の開設に関する状況等を相互にやり取りしておるわけですが、今回の能登半島地震の教訓なども踏まえて、今回のアクションプランでは、さらに道路やライフラインの被害情報等を地図上でぱっと一目で共有できるような仕組みの構築や、ドローンを活用した物資輸送や被害状況の把握、住家被害認定調査でのデジタルツール活用による罹災証明書発行の迅速実施といったことに取り組もうとしているところでございます。

デジタル技術は日進月歩でございますので、アクションプランに記載した事項に限らず、新しい技術で有用なものは積極的に取り入れて、本県の防災DX化をますます推進していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、情報通信手段の確保でございますけれども、既に市町村では、地域内の個々の集落の情報孤立に備えて、双方向での通信が可能な防災行政無線や消防無線等を整備するなど、きめ細かい対応を進めているものと承知しております。

一方、今般の能登半島地震では、市役所や避難所等数多くの拠点施設において長期間深刻なネットワーク障害が発生し、非常に困った状況になりました。まさに今御案内があったように、今定例会では、人工衛星を活用した持ち運び可能なインターネット機器を10広域に整備するという予算をお願いしているところでございますので、これによって、孤立集落はもとより、市町村や防災拠点が深刻な通信被害を受けた際にも速やかに通信が復旧できるようにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、防災アプリの普及でございます。

信州防災アプリは、令和6年8月末現在で4万件を超えるダウンロード数となっております。普及拡大に向けては、県政アンケートにおいて防災意識が低い傾向が見られた若年層を主なターゲットとして、そうした方々が利用することが多い媒体へのウェブ広告等により周知を強化しているところでございます。

この信州防災アプリに実装しております様々な情報、例えば、ハザードマップや河川カメラをトップ画面の地図から確認できるような機能は、防災アプリ独自のものです。これらの機能は、LINEなど他のアプリへの実装は技術的にはなかなか難しいということでございますので、今議員から御提案いただきましたように、両方の連携を考えますと、県公式LINEと信州防災アプリを連携させ、LINEを使う中で防災に興味を持たれた方が信州防災アプリの情報にたどり着けるように、新たにリンク設定を図るといような工夫をしてまいりたいと考えております。

最後に、マイ・タイムラインでございますが、災害時に避難を行う際の目安となるマイ・タイムラインは、作成した計画そのものも非常に大事ですが、それ以上に、避難場所の事前の把握や、計画を立てるために御自身の家族の状況、日頃どこにいるかなどという情報も確認しておくということ、それから、自宅周辺や避難経路のリスクを知るといことで、準備段階で災害に備える上で必要な情報を得られるという観点から、非常に重要なツールであり、さらに普及に努める必要があると考えています。

県政アンケートによりますと、そもそもマイ・タイムラインを御存じでないという方が約7割いらっしゃるということでございますので、まずは県や市町村の広報などを通じて幅広い年代に対して必要性を周知していきたいと思っております。

また、マイ・タイムラインの作成は、信州防災アプリ以外でも、県公式LINEで可能なほか、国や各市町村でも、作成シートの配付や作成講座の開催などによって認知度の向上と作成の促進を図っているところでございます。近年、災害が大規模化して、防災に対する県民の関心が高まっているいい機会でございますので、研修会や出前講座等を通じてマイ・タイムラインの周知徹底を強力に図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には農業版BCPの作成についてお尋ねいただきました。

近年、自然災害が多発しており、農業での被害も増加傾向にございます。台風や地震などは営農継続に甚大な影響を及ぼすことから、早期の再開に向けて、BCP、事業継続計画を作成しておくことは重要であると認識しております。このため、まずは自然災害等のリスクに備えるチェックリストを活用して備えの不足を認識いただいた上で、農業版BCPの作成へとつながるよう、農業共済組合や市町村などと共に取り組んでいるところでございます。

農業分野での作成は遅れておりますが、とりわけ従業員を雇用している大規模な農業法人では作成が急がれるところであり、産業労働部で取り組んでいる県内事業者向け長野県BCP策定支援プロジェクトとも連携して支援を行うなど、BCPの作成が進むよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には創業支援につきまして3点御質問をいただきました。

初めに、このスタートアップ支援の成果と出口戦略についてでございます。

県では、イノベーション創出の中心的役割を果たすスタートアップの成長を支援するため、創業支援の拠点でございます信州スタートアップステーションによる短期集中型の伴走支援を行うアクセラレーションプログラムのほか、県内に本店を有する全ての金融機関が参画する官民連携の信州スタートアップ・承継支援ファンドによる資金調達支援等を実施しております。支援を受けたスタートアップの中には、新サービス提供による売上増や新たな技術を活用した製品開発に至った事例が出てきておりまして、一例を御紹介申し上げますと、磁界式センサーとAIの活用による超短時間土壌分析サービスの提供や、熱中症予防のための腕時計型ウェアラブル発汗センサーの開発など、未来の成長の芽は着実に増えてきているものと捉えております。

出口戦略といたしましては、地域に根差し、高付加価値ビジネスを展開するローカルベンチャーの増加を図りつつ、その中から、全国あるいはグローバル展開により上場等を目指す企業が出現するよう、成長のステージに応じ支援していく必要があると考えております。

今後、県内外の企業や金融機関への働きかけ等を通じ、県内スタートアップへの投資、資金調達環境の充実や、県内既存企業の強みやリソースを生かしたオープンイノベーションの促進等、スタートアップの成長支援を強化してまいります。

次に、起業関心層の拡大についてでございます。

創業支援策として起業関心層の拡大は重要であり、関係機関と連携して起業機運の醸成に取り組んでいるところでございます。具体的には、高校生等がビジネスアイデアやプランを発表する信州ベンチャーコンテストを2014年から開催し、次世代を担う若者への起業意欲の向上や新しいビジネスアイデアの実現につなげる場を提供しております。

また、信州スタートアップステーションにおいて、先輩起業家の体験談や経営戦略をテーマとするワークショップの開催等を通じて起業に必要なノウハウを学ぶ機会を創出するなどの取組を行っているところでございます。

今後、起業関心層の一層の拡大には、議員御指摘の意識、風土、風潮の転換とともに、ターゲットに応じた支援が必要と認識しております。そのために、新たな一步を踏み出す勇気や希望を持てる社会への変革を目指す県立大学の取組との連携や、出産、育児等で仕事から離れている方、あるいは県内へ移住後の働き方を検討中の方など、それぞれの状況に応じた学びの場の提供や支援情報の発信などを行い、起業のみならず、様々な取組に挑戦していく勇気を持てる経済社会への変革を目指してまいります。

最後に、成長産業創出や情報通信産業の高付加価値化に係る創業支援についてでございます。

長野県が強みを持つ農林業や医療・ヘルスケア産業は、スタートアップ企業が活躍することによってさらなる成長が期待できる産業の領域であると考えております。県では、現在、ドローンや無人車両、AIにより作業の効率化を図るスマート農林業、医療・福祉分野へデジタルアートとセンサーを活用したりハビリティツールの提供などを展開するスタートアップ等を支援するとともに、県内企業との協業等による規模拡大を後押ししているところでございます。

また、情報通信産業の高付加価値化への転換に当たっては、システム受託だけでなく、革新的なITシステム開発を目指し、スタートアップを活用した業界全体の底上げに取り組んでいく必要があるものと考えております。そのため、県では、県内スタートアップなどのIT系中小企業と研究機関や民間企業等が共同でITシステムを開発する取組を支援しておりまして、例えば、会話データ分析により認知機能を可視化するプログラムや、スキーヤーと山岳ガイドをつなぐAIアプリなど、革新的な開発事例が蓄積されてきているところでございます。

今後、長野県の強みを生かした成長産業の創出とともに、情報通信産業の高付加価値化のためには、県内スタートアップの成長支援と併せて、有望な県外スタートアップとの連携も必要であり、県内企業との交流の場の提供やオープンイノベーションの促進等に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 起業家教育の意義と取組についての御質問をいただきました。

少子化と人口減少が進む本県においては、議員御指摘のとおり、起業家教育は未来を切り開いていく力をつける上でも重要と考えており、現在、県内で様々な取組が行われているところでございます。

失敗を恐れず挑戦することの大切さを知った。これは、起業家教育で起業家からやりがいや失敗談を聞いた高校生の言葉です。この言葉に象徴されるように、今までの教育は失敗させない教育といった傾向が強かったわけですが、これからの教育は、失敗を恐れず挑戦することや、失敗したことにも意味を見いだすという視点が重要になると考えております。

県教育委員会では、子供が、失敗を恐れることなく、「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できるよう、自ら学び方を選択でき、自己実現できる学校づくりを進めてまいります。今までの学校の当たり前を見直し、従来の学校の仕組みを変革しようと挑戦する各校の取組が学びの変革を生み、この学びの変革が起業家教育の充実につながるものと考え、そういった学校の取組を支援してまいりたいと考えております。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、イノベーション文化の創出、エコシステムを構築していくため、県としても積極的な役割が求められると思うが、その取組について伺うという御質問をいただきました。

県立大学の安藤理事長が昨日付で御退任されたわけでありますけれども、県立大学も地域にイノベーションを起こそうという観点で設立いたしました。

長野県は、日本一創業しやすい県づくりということで取組を進めてきました。経営者協会の当時の山浦会長や安藤理事長の働きかけで信州ITバレー構想をつくり、そして、ニコラップを設立して、そうした風土をつくろうということで取り組んできました。また、信州スタートアップステーションを長野、松本の2か所に設置し、また、信州スタートアップ承継支援ファンドということで、県内に本店を置く全ての金融機関と県が連携してファンドの設立も行ってきたところでございます。

こうした取組を通じて、5年間で県内のスタートアップは約8割増ということで、全国的にも増加率が高いほうであります。また、2023年の県内の新設法人数は27年ぶりに1,300件超え。会社の開業率は、2011年は全国46位ということで全国最低レベルでありましたが、去年は全国31位にまで少しずつ上昇してきているところであります。

また、これも県立大学主導で、WE-Nagano、女性起業家を集めた取組、発信も行っていると思いますし、また、大企業を県内企業と連携させる事業拡大を見据えたオープンイノベーションの推進ということで、10月11日には信州オープンイノベーションフォーラムを開催したいというふうに思っております。

こうした取組を通じて、イノベーション文化の創出、エコシステム構築に向けた取組を強化してきているところではありますが、世界的な視点で見れば、まだ道半ば、まだまだ課題ばかりというのが私の率直な思いであります。今、人口戦略を策定中ではありますが、世界的な視点を持ってこのスタートアップ支援に取り組んでいき、しっかりと足元を固めたローカルな企業でありつつも、常に世界に視野を広げていく、世界と戦う、そういう企業をどれだけつくっていけるかということが極めて重要だというふうに思っています。

そうした観点で、御質問にもありましたが、学びの県づくりの中では、こうした起業家マインドを持った人材の育成は非常に重要だと思います。高等学校、大学など、こうした視点での教育を充実していくということは大変重要だと思いますし、また、大学発ベンチャーの支援のように、大学、研究機関としっかり連携を取りながら取組を進めていくということも重要だと思っています。

日本の場合は、東京一極集中が極めて強いので、起業家マインドを持っているような人たちもどうしても東京に集まってしまいます。長野県は移住したい県というふうに言われておりますので、ぜひこの起業家マインドを持った方々や創設間もない企業の皆さんを積極的に誘致していくことができないか。ゼロイチではなくて、もう根っこがある人たちを呼び込むことによって、そうした文化をもっともっと広げていきたいというふうに思っております。

こうした観点をもちながら、今後の人口戦略の中でしっかりこのスタートアップエコシステムの構築について考えていきたいと思っております。

以上でございます。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）防災対策は、過去の教訓を平時から身にしみこませるような学びの姿勢が不可欠であるというふうに考えます。地震防災対策強化アクションプランの実効性を極みまで高めていただくことを願ひまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、百瀬智之議員。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）今回はスポーツについてお尋ねしてまいります。

知事の議案説明にもありましたとおり、さきに開催されたパリ大会は、無観客だった東京大会から一転して大きな盛り上がりを見せました。日本勢の活躍も光り、例えばフェンシングは、過去累計三つにとどまっていたメダル獲得数が、今回だけで二つの金を含めて五つに及んだということで、新お家芸の到来を予感させてくれました。

興味本位で少し調べてみると、フェンシング飛躍の裏には、計画的な強化があったと言えます。2003年に日本フェンシング協会が初めて海外からコーチを招き、そこから種目ごとに外国

人コーチを配置。静岡県沼津市を強化・育成の拠点とするなど、20年以上かけて取組を続けてきたとのことで、スポーツ団体の成功には、強化、普及、財源の三つのサイクルを回すことが大事だとよく言われますが、フェンシングの強化策はお手本どおりだったと言えるのかもしれませんが。

そこで、まず冒頭に、オリパラ出場選手をはじめ、長野県関係のスポーツ選手に対しては一般にどのような支援が行われているのでしょうか。国及び県の制度を伺います。

また、競技力向上のため、県スポーツ協会や競技団体に支出している補助金等の概要と支出金額はどうなっているのか。以上、観光スポーツ部長に伺います。

さて、今し方、強化、普及、財源という話を出しましたが、実はフェンシングも普及については依然大きな課題になっているようです。

日本の競技人口は、ざっと見て、開催国フランスの10分の1ほど。日本フェンシング協会が出している資料によれば、メジャースポーツと比べて、地域で普及し切れていない。競技の面白さが伝わりにくい。見る楽しさを十分に提供できていない等の課題が並べられていました。

目指すのは、フェンシングを通じてより人生を豊かにすることだそうですが、これらを真に実現するためには、いみじくも、協会が示唆するように、大きな大会で強化選手にメダルを獲らせ、世間の憧れを惹起する手法一辺倒では限界があるのだと思います。

しかし、そうしたときに考えたいのは、日本では、あらゆる種目において、勝負に勝ちたい人が勝ち続けるための環境はあっても、負けた人がそれでもスポーツを楽しめる環境、あるいは勝負にこだわらない人がスポーツと関わり続ける環境は実はかなり少ないのではないかと思います。

わけても若者世代、学校生活においては顕著で、小学校あたりで興味本位で始めたスポーツは、押しなべて、中学の時分からは各種大会での優勝に重きが置かれるようになります。いやが応でも力や技の習得差が如実に表れて優劣を決し、部活内には、チーム一丸の建前とは裏腹に、レギュラーかベンチメンバーかの見えざる序列が厳然と存在し、外に向けては、地区大会、県大会、北信越大会、全国大会という、これまた終わりなき戦いに追われていく中で、スポーツが本来持つ楽しさを見失っていく子供たちに、この社会はどのように手を差し伸べてきたのか。少なくとも、私が部活でサッカーをやっていた中学・高校時代は、そういう世界観が現場では支配的でしたし、この点は、今も非常に曖昧にされている部分ではないでしょうか。

したがってということにもなりましょうが、そういう観念の下では、他者へ向けられる視線も厳しくなりがちです。私の場合、高校の部活帰りに自転車で松本の町なかまで下ってくると、大きなビルの鏡越しにブレイクダンスを踊っている同世代の子たちや、今のような夕暮れが早くなって薄暗くなる頃に、スケートボードを抱えて公園の片隅でローラーを滑らせ始める若者

をよく見たものです。ただ、当時は、音楽を流すことによる騒音、不快感や、何となく危ないというイメージが先行して、そんなものはスポーツじゃないとか、邪魔だとさえ思っていました。が、そういう物の見方が間違っていた、もしくは見方が変わったことを教えてくれたのも、また今回のオリンピックでした。

くしくもブレイキンの女子で金メダルを獲得した湯浅選手は、メダル獲得後のインタビューで、いかに自分らしさを出せるかを考えて練習してきたので、いい意味でプレッシャーは感じなかったと言い切り、演技の軸を格好よさなど自分を起点に置いていること、自分が表現したいことや見せたいプレーを何よりも優先し、その結果としてメダルがついてくるという考えを持っていることをまざまざと披露してくれました。

優勝を目指して頑張れではなく、とことん今を楽しめ、その先に優勝と金メダルも待っているというスタンスや、他人と比較することよりも自分の価値観を大事にする姿勢、そして、自分を鼓舞することが他人の感動にもつながり得ること。こういう価値観は今までにもあったのかもしれませんが、圧倒的に足りなかったし、伝統的なスポーツ観と両建てをなすものとしてもっと広く共有されるべきだと今では思っています。

そこで、質問いたします。

まず、令和6年度しあわせ信州創造プラン3.0政策評価によりますと、快適でゆとりのある社会生活を創造するという項目中、運動・スポーツ実施率の進捗区分は最低ランクのD評価となっています。とりわけ、働く世代の実施率が低い理由をどのように分析し、今後どのような施策を実施していくのでしょうか。

また、大会を通じてという視点からは、令和10年開催予定の国スポ・全障スポに向けた準備が進んでいます。地元自治体から出ている要望、すなわち事業の簡素化による人的・財政的負担軽減と、参加者の宿泊・移送手配についての県の主体的な取りまとめに関する現状を伺った上で、プレゼンスが下がり続ける国スポのマンネリ化と薄れる存在感、それに反比例するかのようのしかかる負担感、これらを払拭するには、県独自のコンセプトと積極的なメッセージ発信が欠かせないと考えますが、同大会をどのように特徴づけようとしておられるのか。観光スポーツ部長の見解を求めます。

また、知事におかれましては、3巡目国スポの見直しを進める動きがある中、全国知事会の代表として有識者会議に参加されています。その中で見えてきた課題と見直しの方向性について、改めてどのようにお考えでしょうか。

4年後の大会は、競技者のみならず、全ての県民の人生の充実につながるような広く開かれた大会であってほしいと望みます。大会が一般県民に対しどのような効果をもたらすことを期待しているのか。知事の思いをお聞かせください。

そして、最後に、さきに述べたように、私が学生だった頃と比べると、県内にもJリーグやBリーグのチームができて、プロスポーツと接する機会が増えたり、こうしたオリンピックや各種ワールドカップの盛り上がりは、テレビやネットを通じてますます感じるようになってはありますが、一方で、県民が気軽にスポーツにアクセスできる環境であったり、スポーツを通じたコミュニティづくりであったりと、そういう観点からは依然として大きな課題があると考えます。

この際、県民のスポーツ環境をもう一度洗い直す必要があるのではないか。この点に関する知事の所感を伺って、今回の一切の質問といたします。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私にはスポーツの普及に関しまして五つ質問がございました。

初めに、オリンピック・パラリンピック選手などへの支援についてでございます。

まず、国の制度でございますけれども、スポーツ庁におきまして、競技団体に対し、遠征や合宿などを支援する競技力向上事業をはじめといたしまして、よりよい状態で試合に臨むためのハイパフォーマンス・サポート事業などが実施され、また、JOC、日本オリンピック委員会では、選手に対しまして、最先端のトレーニングや倫理観の向上、キャリア支援などのサポートが行われております。

次に、本県におきましては、国民スポーツ大会の競技を中心に、県内競技団体を通じまして、活躍が期待されます県内選手を対象にした育成や強化、指導者の養成などに取り組んでいるほか、県スポーツ協会を通じましてドクターやトレーナーなどを派遣し、選手のコンディションを調整するためのサポート事業により支援しているところでございます。

特に、本県の特徴でもございます冬季競技に対しまして、オリンピック育成の支援、また、小中学生を対象に、SWANプロジェクトと申し上げておりますけれども、こうしたものを実施し、世界の舞台で活躍できる選手の発掘・育成に取り組んでいるところでございます。

また、パラスポーツにつきましても、選手の育成や強化のための合宿や大会への出場経費、競技用具の購入の補助などにより活動を支援しているほか、信州やまなみ全障スポに向けて競技力を向上させるための事業を実施しているところでございます。

次に、競技力向上のための関係団体への支出についてでございます。

県では、平成30年の県競技力向上対策本部の設置を契機といたしまして、信州やまなみ国スポでの天皇杯、皇后杯の獲得と、大会終了後の持続可能な本県の競技スポーツの振興を目指しまして、県スポーツ協会や競技団体への支援を拡充してきたところでございます。

今年度は、県スポーツ協会に対しまして、選手のコンディションを調整するための費用やSWANプロジェクトの事業費などとして約1,600万円を支援しております。また、国スポの正

式競技でございます41の競技団体に対しまして、選手の育成や指導者の養成、特殊な競技用具の整備などの費用といたしまして約3億9,000万円を支出していることに加えまして、冬季オリンピックに係る競技団体に対しましては、オリンピックなどを目指す選手の海外合宿などに約360万円を支援しているところでございます。

次に、運動・スポーツ実施率の分析と今後の対応についてでございます。

運動・スポーツ実施率ですけれども、これは、県政アンケート調査に基づくものでございますが、この調査に合わせて回答いただいた運動・スポーツができなかった理由を見ますと、20代から40代は「仕事や家事が忙しいから」が最も多く、また、「子供に手がかかる」が30代ではほかの世代よりも高いなど、この世代を中心に、仕事や家事に加えまして、子育て中の方も多なことなど、多忙さにより余暇時間も短く、またその時間を運動・スポーツに費やしにくいものと考えております。

このため、県では、こうした世代に対しまして、スポーツに興味や関心が持てるよう、地域のスポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブに対し参加しやすいプログラムの普及促進を図っているところでございます。

また、今後、働いている方や子育て世代の方が参加しやすくなるよう、プロスポーツチームと連携した親子で参加できる体験会の実施や、休日、夜間の時間帯での運動プログラムの提案など、関係者と連携して、各世代のライフスタイルに応じたスポーツに取り組みやすい環境を提供することで、運動・スポーツ実施率の向上を目指してまいります。

次に、信州やまなみ国スポ・全障スポに関しまして、事業の簡素化による人的・財政的負担軽減についてでございます。大会の実施に当たりましては、県といたしまして、市町村の負担を軽減し、開催準備が着実に進みますよう、競技会場となる施設改修などへの補助事業を実施しているところでございます。

それから、競技用具の借り上げや仮設設備の設置など、競技の運営に必要となる経費につきましても、市町村へ交付金として支援する方向で検討しているなど、財政的な負担の軽減に取り組んでいるところでございます。

また、大会運営ボランティアの募集への支援、それから、高校生をはじめとした競技会補助員の派遣への協力など、市町村の人的負担の軽減に向けた取組を検討しておりまして、これも開催市町村と相談しながら支援を行ってまいります。

それから、参加者の宿泊・移送手配に対する県の取りまとめについてということです。

参加者の宿泊・移送業務でございますけれども、これまでの開催県の状況などを踏まえまして、県が主導して広域的に行うことが効率的、効果的であると考えておりますので、引き続き市町村の御意見を伺いながらしっかりと進めてまいりたいと思います。

最後に、信州やまなみ国スポ・全障スポのコンセプトなどについての御質問でございます。

国スポ・全障スポの開催に当たりましては、大会への注目度を高めていくこと、これが必要であると考えております。スポーツの祭典として開催される両大会ではございますけれども、本県におきましては、全ての県民の元気と力を結集して、スポーツの持つ多面的な力と本県の多彩な魅力を発信する大会にしたいというふうに考えております。

また、大会を契機といたしまして、さらに本県のスポーツの振興を図り、より多くの県民が様々な形でスポーツに参加できる文化を創造するとともに、全国から訪れました来県者をおもてなしの心でお迎えし、一人でも多くの方に本県のファンになっていただけるような大会を目指してまいります。

また、こうした本大会の取組が多くの皆様にも伝わるよう、県はもとより、市町村や競技団体、プロスポーツチームなどとも連携し、国スポの競技の体験会などイベントを通じて周知活動を行うとともに、来年度は開催が正式に決定する節目の年にもなりますので、そうした時期を契機といたしまして、両大会のPR動画やSNSによる発信など、広報にもさらに力を入れることで機運の醸成を図ってまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私にはスポーツの普及に関連して大きく3点御質問をいただきました。

まず、日本スポーツ協会の有識者会議で出てきた課題と見直しの方向性についてという御質問でございます。

全国知事会の代表として、9月4日に開催されました第1回目の有識者会議に出席してまいりました。様々な分野の方々、行政関係者、スポーツ関係者、メディア関係者、あるいはアスリート御本人など多彩なメンバーが参加されていましたが、かなり活発な意見が出たというふうに思っております。

私ども知事会の意見が一番最後にせよと言われましたので、私からは、夏の知事会議で取りまとめた知事会としての考え方を一番最後に申し述べさせていただきましたが、その間にも、かなり知事会の見解と近いような意見が多数出ておりました。

まず、国民スポーツ大会は、今や国民の関心を集める存在になっていないのではないかとといったような意見。そもそも大会の意義は一体何なのかという意見。さらには、環境への配慮、ジェンダー、人権など、国民スポーツ大会の社会的な意義も明確にしていく必要があるのではないかと。また、開催経費は税金だけで賄うのではなく、ビジネス的な視点も必要なのではないかと、かなり共感できる御意見も含めて、様々な御意見が出ておりました。

知事会として最も主張したかったのは、そもそも開催意義をどう認識し、それに併せてどう

いう大会にしていくのかということでもありますので、かなり多くの皆さんと知事会との感覚は合っているのではないかというふうに思いました。

また、人的・財政的負担の軽減の部分についても、先ほど申し上げたように、収益源の多様化の観点の御議論もあったところでありまして、今後こうした意見をどうやって日本スポーツ協会が集約していくのかということに関心を持っておりますし、知事会の問題提起で始まった部分もありますので、そこら辺はしっかり私のほうでもフォローしながら、具体的な見直しの方向性がしっかりと取りまとめられるように協力していきたいというふうに思っております。

それから、信州やまなみ国スポ・全障スポが県民にもたらす効果についての御質問でございます。

国スポ・全障スポは、やまびこ国体から50年、長野オリンピック・パラリンピックから30年という大きな節目の年に開催される大会でありますので、まず県民の心に残る意義のある大会にしていきたいというふうに思っております。

これまで、大会の基本的な方向性については、関係の皆様方と取りまとめてきたところであり、スポーツ環境づくりの推進や、両大会を通じての共生社会づくり、スポーツを支える人材の育成、さらにはSDGs、ゼロカーボンといった環境への配慮、こうしたことを念頭に置きながらこの大会を行っていきたいというふうに思っております。

御質問にありましたように、そもそも、今まで国民体育大会という名称だったのが、今回開催する大会からスポーツ大会と変わってまいります。大会のありようというものも我々としてはしっかり考えていく必要があるというふうに思っておりますし、また、多くの皆様方がスポーツに親しむ、そしてスポーツ文化が長野県に広がる、そうした大会になるように工夫をしていきたいと思っております。

それから最後に、スポーツを楽しめる環境の現状と今後についてという御質問であります。

令和3年に国が実施した社会生活基本調査によりますと、1週間におけるスポーツをした時間を1日に換算すると、本県は平均13分ということで、全国平均と同じ数値になっております。また、御質問にもありましたように、本県には多くのプロスポーツチームが設立されておまして、全国的に見ると、かなり多くのチームがある県であります。また、体育施設数が全国で10番目に多い県ということで、プロスポーツチームの多さや体育施設数の多さなど、こうした長野県の強みをもっと積極的に生かしていくことが今後の取組としては重要なのではないかとこのように思います。

一方で、県のアンケートによれば、仕事や家事が忙しくてなかなかスポーツすることができないという若い働き盛りの世代の皆さんや子育て世代の皆さんの回答が課題となっております。まさに、人口戦略の中でも、こうした働き方の在り方は大きく問い直されなければいけない課

題でありますので、子育てしやすい環境、家事に皆さんが参画するような環境づくりということと併せて、多彩な余暇活動を展開できる県になれるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

その一方で、プロスポーツチームが多数ありますので、ハイレベルなスポーツを観戦する環境は一定程度広がりつつあるというふうに思っています。今後、こうした見るスポーツをもっともっと盛んにして、観客の皆さんを増やしていきたいというふうに思いますし、また、トップアスリートの皆さんにも、スポーツ教室や様々なスポーツの体験会などにぜひ御協力いただいて進めていきたいというふうに思っております。

また、市町村数が多いということもあって、体育施設数、スポーツ施設数が多いわけでありますがけれども、県内を回らせていただいても、十分に利活用されていない施設がまだまだたくさんあるのではないかと考えています。市町村単位で利用を促進するのはなかなか難しい部分もあると思いますので、こうした施設の広域的な利用の促進や、県外からの利用者の呼び込み、という観点も含めて、県内にある体育施設をより有効に活用する中で、県民も、訪れる皆さんも、もっともっとスポーツを楽しめるような環境をつくっていきたいというふうに思います。

4年後の国スポ・全障スポに向けて、スポーツを身近に感じていただけるような環境づくりが重要なテーマとなっておりますので、人口戦略とも併せて、今申し上げたような方向感を持ちながら政策の具体化を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山岸喜昭君） 会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたします。

次会は、明2日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時8分延会